

# 公会計整備の一層の推進に向けて ～中間取りまとめ～

平成18年6月14日

財務大臣 谷垣 禎一 殿

財政制度等審議会会長  
西室 泰三

財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会は、公会計整備の一層の推進に向けて議論を重ね、ここにその成果を中間的に取りまとめた。

政府においては、この中間取りまとめの趣旨に沿い、公会計整備の一層の推進に向けた積極的な取組みを進めるよう強く希望する。

## 「公会計整備の一層の推進に向けて～中間取りまとめ～」のポイント

### 1. 財務書類の一層の活用について

#### (1) 国民に対するわかりやすい説明

- 財務書類の公表に際し、様々な媒体を通じて、わかりやすい説明に努めるべき。

#### (2) 財政活動の効率化・適正化のための財務書類の活用

- マクロ面:「国の財務書類」における情報を活用。
- ミクロ面: 予算書・決算書を見直して政策評価との連携を強化するための検討作業の成果を踏まえ、「省庁別財務書類」におけるコスト情報の開示方法等について、今後、ワーキンググループにおいて検討。

#### (3) 財務書類の作成・公表の早期化

- 新たなシステムを導入するか否かについて、東京都の事例も参考にしつつ、コストとメリットを検討すべき。

### 2. 特別会計に関する情報開示の在り方について

- 一覧性・総覧性を持った形で国の財政状況を説明するための新たな予算参考書類を作成。
- 全特別会計について、法律の規定に基づき、企業会計

の考え方を活用した財務書類を作成。

- 特別会計の一定の財務情報について、容易にアクセスできる方法による開示を義務づけ。

### 3. 地方における取組みとの連携について

- 国と地方の財務書類について、できる限りの整合性が図られた上で、地方における財務書類作成の一層の普及が進められることを期待。

### 4. 国際的な公会計に関する基準との関係について

- 今後とも公会計の基準の議論に際し、「国際公会計基準(IPSAS)」を参考にしていくことが適当。
- 「国民経済計算(SNA)」や「政府財政統計(GFS)」といったマクロ統計の基準とIPSASとの調和を図るための国際的な検討の状況を注視すべき。

### 5. その他

- 公的年金に係る負債計上の在り方について、ワーキンググループにおいて再度検討。

## 目 次

はじめに .....	1
1. 財務書類の一層の活用について.....	2
(1) 国民に対するわかりやすい説明.....	2
(2) 財政活動の効率化・適正化のための財務書類の活用....	4
(3) 財務書類の作成・公表の早期化.....	7
2. 特別会計に関する情報開示の在り方について.....	8
3. 地方における取組みとの連携について.....	10
4. 国際的な公会計に関する基準との関係について.....	11
5. その他 .....	13
おわりに .....	14

- 名簿
- 審議経過
- 参考資料

## はじめに

財政制度等審議会は、平成15年6月に取りまとめた「公会計に関する基本的考え方」において、公会計の意義、目的について整理を行い、特に企業会計の考え方を活用した財務書類については、「情報開示と説明責任の履行」及び「財政活動の効率化・適正化」という機能を果たすものとして位置づけたところである〔資料1参照〕。さらに、当審議会としては、こうした財務書類を作成するための基準の整備を進め、平成15年6月には「新たな特別会計財務書類の作成基準」を、平成16年6月には「省庁別財務書類の作成基準」を取りまとめたところである。その後、これらの基準に基づき、各省庁より「特別会計財務書類」や「省庁別財務書類」が作成・公表され、さらに、昨年9月には財務省主計局より一般会計と特別会計を合わせた国全体のストックとフローの財務情報を提供する「国の財務書類（平成15年度）」が作成・公表された。これにより、これまで順次整備を進めてきた公会計に関する財務書類が一通り出揃ったところである〔資料2参照〕。

今後は、こうした財務書類が十分に活用され、その本来の機能が果たされるようにしていくことが重要な課題であり、昨年12月に閣議決定された「行政改革の重要方針」においても、公会計の整備について一層の推進を図るべきとの方針が盛り込まれたところである〔資料3参照〕。こうした中、当審議会では、財務書類の一層の活用に向けた方策等について、財政制度分科会 法制・公会計部会 公会計基本小委員会及び公企業会計小委員会の合同会議において、本年4月より5回にわたって審議を行い、その成果を中間的に取りまとめた。今後、この中間取りまとめの趣旨に沿った取組みを進め、公会計情報を一層充実させ、その活用を推進すべきである。

# 1. 財務書類の一層の活用について

## (1) 国民に対するわかりやすい説明

企業会計の考え方を活用した財務書類による「財政状況等に関する情報開示と説明責任の履行」については、毎年度の「省庁別財務書類」及び「国の財務書類」が作成・公表されることとなったことにより相当程度の進展が図られたと考えられるが、そこで開示されている内容を適切に理解することは、一般の国民にとって必ずしも容易なことではない。

財務省をはじめ各省庁においては、これら財務書類の公表に際し、例えば次のような点に留意しつつ、必要な解説を加えるとともに、ホームページやパンフレット等様々な媒体を通じて、わかりやすい説明に努めるべきである〔資料4参照〕。

- 国のストックの財政状況を示す「貸借対照表」における資産・負債差額は、一般会計と特別会計の合算ベースでマイナス245兆円（平成15年度）となっているが〔資料5参照〕、この資産・負債差額を計算する際の資産には、道路や河川等といった公共用財産のように、国民に便益を及ぼしているものの、売却を想定しようがないものが相当程度含まれていることに留意すべきである。

他方、納税者の観点から見た場合における将来の国民負担については、基本的に将来世代が税負担により償還することとなる普通国債残高（平成15年度末で457兆円程度）が一つの目安となろう。

（注1）将来の国民負担の水準については、金融資産と負債の差額をもって目安とすべきとの考え方もある。

（注2）資産・負債差額の数字そのものをもって将来の国民負担の水準と考えることが適当ではないことは、補助金等による資産形成などの結果として資産・負債差額がプラスとなっているが、相当の地方債残高を抱えている

地方公共団体のケースについて考えてみれば、より明確に理解されよう〔資料6参照〕。

(注3) 国有林野事業特別会計における6.7兆円という立木竹資産の計上価額(植栽、保育等のために過去に投資された額の累計)については、材価の低迷などから、企業会計における減損会計の考え方を仮にあてはめた場合、計上価額よりも低くなることも想定されるとの論議がある。しかしながら、同特別会計は、平成10年の抜本的改革以降、国有林野の管理経営の基本を木材生産から公益的機能(水源かん養、土砂流失防止など)の維持増進に転換しており、現在、国有林野の9割が公益的機能を重視する公益林で、木材生産を重視する資源循環利用林は1割という現状において、企業会計の考え方をそのまま当てはめることには問題があろう。この点は、今後、同特別会計の在り方が論議されていく中での検討が必要と考えられる。

- 平成15年度の国の「業務費用計算書」に示されている業務費用合計(一般会計と特別会計の合算ベースで123兆円〔資料7参照〕)は、いわば企業会計に準じた手法により計算された国のフローの財政規模を表しているといえよう。これに対して、平成15年度歳出決算(現金ベース)の総計額は440兆円、会計間の重複計上等を控除した純計額は231兆円となっているが、これらの数字の違いは、重複計上等の控除に加えて、企業会計の考え方に基づいた場合に借入金の元本償還が費用と認識されないこと、費用に投資支出が含まれず減価償却費が含まれること等によるものである〔資料8参照〕。
- 平成15年度の国の「資産・負債差額増減計算書」に示されている業務費用合計と財源の差額(一般会計ベースでマイナス31兆円〔資料9参照〕)は、企業会計に準じた手法により計算された国のフローの財政状況を表す情報の一つである。業務費用合計が税収等の財源を上回っている状況は、企業会計になぞらえれば、それだけ赤字決算になっている状況といえるが、これは、当該年度において、国

民にとって国の行政サービスによる受益とそれに対する負担のバランスがとれていないという見方ができ、業務費用に対する財源の不足分だけ将来への負担の先送りが生じていることを示している。

(注) 業務費用合計と財源の差額がゼロとなることは、当該年度に発生した業務費用（利払費を含む）を同年度の税收等によって賄っている状態（発生ベース）を示しており、企業会計になぞらえれば、損益ゼロの状態である。これに対して、財政法が想定している財政均衡は、同年度の税收等によって利払費だけでなく債務償還費も賄っている状態（現金ベース）である。また、基礎的財政収支（プライマリー・バランス）の均衡は、同年度の税收等によって利払費と債務償還費を除いた歳出を賄っている状態（現金ベース）である。

## (2) 財政活動の効率化・適正化のための財務書類の活用

国全体の財政活動を効率化・適正化していく手法としては、予算のマネジメント・サイクル（Plan-Do-Check-Action）を強化する観点から、現在でも会計検査院による決算検査に加え、各省庁における政策評価や財務省主計局による予算執行調査などが行われており、また、予算編成・執行過程において公共事業などの事業評価が行われている〔資料10参照〕。さらに、今後は予算書・決算書の見直しによる予算・決算と政策評価との連携の強化も予定されているところであるが〔資料11参照〕、これらと併せてこれまでに整備されてきた財務書類を活用することによって、一層の財政活動の効率化・適正化を図ることが重要である。その際には、諸外国や地方公共団体での取組みも参考としつつ、マクロ・ミクロ両面からの活用を促進すべきである。なお、今後、財務書類の作成が毎年度積み重ねられていくことにより、経年変化を踏まえたより深い分析が行えるようになるとともに、国民への情報開示が充実することが期待される。

## ① マクロ面からの活用

「国の財務書類」における情報の活用については、最近、国会の予算審議等において「国の財務書類」が取り上げられており、また、政府資産・債務改革の議論においても「国の財務書類」の貸借対照表が活用されているが、以下のような点に留意して、さらにその活用を図るべきである。

- 貸借対照表における資産・負債差額の金額そのものは、将来の国民負担の水準を表しているものとはいえませんが、その経年変化を踏まえた分析を行うことにより、国の財政状況がどのように好転しているのか悪化しているのかをみることができる。
- 国の業務の独立行政法人等への移行が進められる中で、国と独立行政法人等を合わせたフローとストックの財務状況を把握するため、連結財務書類を活用すべきである。
- 国の資産の圧縮の議論に当たっては、個々の資産について売却可能かだけではなく、圧縮により財政健全化への貢献が期待できるかなど、それぞれの性格に応じた検討が必要である。

## ② ミクロ面からの活用

予算の執行責任を負っている省庁ごとや政策単位レベルでの財政活動の効率化・適正化を図っていくためには、「国の財務書類」よりも「省庁別財務書類」における情報を活用していくことが適切と考えられる。ただし、現行の「省庁別財務書類」において提供される財務情報は、省庁別、一般会計・各特別会計別といった単位で開示されており、基本的に政策単位での開示とはなっていないため、その活用には限界がある。そこで、現在検討が行われている予算書・決算書の表示区分を見直して政策評価との連携を強化する作業の成果を踏まえ、その一層の活用を図っていくべきである。

こうした活用の際に必要となる「省庁別財務書類」におけるコ



スト情報の開示の方法等については、今後、当審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会 公企業会計小委員会の公企業会計ワーキンググループにおいて具体的な検討を行っていくこととしたい。

(注) 予算書・決算書の表示区分の見直しのスケジュール

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)等を踏まえ、政策評価における「施策」を原則的な単位とする方向で検討しており、平成18年度中に実務的な検証を終え、平成20年度予算を目途に実施することを目指している。

また、企業会計の考え方を活用した財務書類については、一定の基準に基づき性格の類似した団体等との間の比較を行う上で有用であることに鑑み、地方公共団体同士の財政状況の比較・分析や、独立行政法人の業務実績の評価における類似した形態の業務を行う他法人との比較・分析などにおいて、その具体的な活用を図るべきである。

#### (参考1) 諸外国の取組み

諸外国における財務情報などを活用した財政活動の効率化の試みとしては、古くは米国のPPBSなどが有名である。最近の事例としては英国の地方自治体において、ベンチマーキング・システムが導入され、各自治体で同様に行われている事業について最も効率的に行っている自治体における行政手法が広く行われるようにする試みが行われていることなどが注目される場所である。

#### (参考2) 地方公共団体の取組み

我が国においても、岩手県北上市や大分県臼杵市など多くの地方公共団体において、財務情報などを活用して財政活動の効率化を目指す取組みが行われている〔資料12参照〕。

また、東京都においては、本年度から複式簿記・発生主義会計の

考え方を加えた会計制度のシステムを導入し、日々の会計処理の段階から従来の現金の動きに加えて必要な範囲で複式簿記情報を蓄積することにより、財務諸表を効率的に作成することができる体制が整備されたところである。同システムによって、個別事業に着目した事業別財務諸表の作成に必要なデータの提供も可能となり、その活用を図っていくこととされている〔資料13参照〕。

### (3) 財務書類の作成・公表の早期化

財務書類の公表時期については、現段階では次のような状況となっているが、財政活動の効率化・適正化等に向けて財務書類の一層の活用を図るためには、できる限り早期にその作成・公表を行えるよう、システムの整備等について検討していく必要がある。

- ① 「省庁別財務書類」については、歳入歳出決算の計数が確定した後、省庁ごとに一般会計及び特別会計の財務書類を作成し、さらにそれを合算・相殺消去し、独立行政法人等を連結するなどの作業を行っていることから、その完成・公表時期は、決算の計数確定の翌年春頃となっている。

(注)「省庁別財務書類」(連結財務書類を含む)の公表時期

- ・ 平成15年度決算分：平成17年4月27日
- ・ 平成16年度決算分：平成18年3月31日(前年度決算分より約1か月早期化)

- ② 「国の財務書類」については、(ア)一般会計と特別会計を合算したもののほか、一般会計のみのもの及び一般会計と特別会計に独立行政法人等を連結したものの3種類を作成していること、(イ)省庁や独立行政法人等との膨大な数の取引を相殺消去する必要があること等により、その完成・公表時期は、「省庁別財務書類」

の公表の約5か月後となっている。

(注) 平成15年度決算分の「国の財務書類」は、平成17年9月26日に公表。

なお、財務書類の作成・公表の早期化に関する取組みとしては、東京都において従来の歳入歳出決算と合わせて財務諸表が同時に作成されるシステムが導入されている〔資料13参照〕。国において同様のシステムを導入するとすれば、相当のコストがかかることが予想される所であり、新たにこうしたシステムを導入するか否かについては、東京都の事例も参考にしつつ、導入する際のコストとメリットについて十分比較衡量を行いながら、検討を行っていくべきである。

## 2. 特別会計に関する情報開示の在り方について

特別会計の見直しについては、昨年11月に当審議会において「特別会計の見直しについて～制度の再点検と改革の方向性～」を取りまとめ、特別会計の廃止・統合、剰余金・積立金の点検、予算内容の厳格な精査といった事項に関する提言に加え、特別会計の現状等に関して国民への説明責任を十分に果たすべきである旨の指摘を行ったところである。

さらに、昨年12月に閣議決定された「行政改革の重要方針」や、本年5月に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)においても、特別会計改革の一環として、国民への説明責任を十分に果たす観点等から、特別会計に関する情報開示についての基本方針が盛り込まれているところである〔資料3参照〕。これらの基本方針を踏まえ、特別会計については、次のような改善措置を講じるべきである。

① 国全体の財政状況の一覧性確保のための情報開示

一覧性・総覧性を持った形で国の財政状況を説明し、十分な説明責任を果たすため、特別会計の歳入・歳出につき、各省庁別に経費を示す所管別区分と、社会保障関係費や公共事業関係費等の主要な経費別の区分を行い、一般会計と合わせた総計額及び純計額ベースで所管別や主要な経費別の計数を取りまとめた予算参考資料を新たに作成する〔資料14参照〕。なお、具体的な情報開示の内容や実施時期について、さらに検討を行うものとする。

② 特別会計財務書類の法定化

全ての特別会計について、法律の規定に基づき、企業会計の考え方を活用した財務書類（「貸借対照表」、「業務費用計算書」、「資産・負債差額増減計算書」及び「区分別収支計算書」）を作成する。なお、この措置に関しては、以下の事項について、さらに検討を行うものとする。

- ・ 会計検査院の関与の在り方（正確性の担保等）
- ・ 当該財務書類の作成基準（企業会計の慣行を参考とした基準によるべきこと等）の法令上の位置づけ
- ・ 当該措置の実施時期
- ・ 当該財務書類の国会提出の時期

③ 国民が容易にアクセスできる方法による情報開示の義務づけ

特別会計の財務情報のうち一定の範囲のものについて、国民が容易にアクセスできる方法による情報開示（所管各省庁のホームページへの掲載など）を義務づける。なお、この措置に関しては、「一定の範囲」に、上記②の財務書類のほかどのような情報が含まれるべきかについて、さらに検討を行うものとする。

### 3. 地方における取組みとの連携について

地方における公会計に関する取組みとしては、総務省（旧自治省）において「地方公共団体における総合的な財政分析に関する調査研究報告書」（平成12年3月、平成13年3月）が取りまとめられ（いわゆる総務省方式）、これに基づき、都道府県や市区町村において、バランスシートや行政コスト計算書が作成・公表されてきたところである。また、一部の地方公共団体においては、独自に設定した基準に基づき財務書類を作成・公表している例もみられる。

地方公共団体におけるバランスシート等（平成15年度版）の作成状況をみると、都道府県及び政令指定都市においては、全ての団体においてバランスシートの作成を行っており（作成中及び作成予定を含む）、東京都などのように公会計に関し先進的な取組みを行っているところもあるが、市区町村を含めた全ての地方公共団体が作成しているわけではなく、特に町村においては、バランスシートを作成している団体は半分に満たない〔資料15参照〕。

こうした中、総務省においては、本年5月、「新地方公会計制度研究会」が報告書を取りまとめ、原則として国における財務書類の作成基準に準拠するとの考え方の下で2つのモデルを提示するとともに、地方公共団体における新たな公会計制度の導入を促進するため、実務レベルの検討の場を早急に設置し、導入円滑化策や問題点の把握を図ることなどの提言を行ったところである〔資料16参照〕。

これまで多くの地方公共団体において整備されてきた財務書類については、現在の国の財務書類とは作成する計算書の種類等に違いがみられるところであるが〔資料17参照〕、今後の取組みを通じて、国と地方公共団体の間においてできる限りの整合性が図られた上で、地方公共団体における財務書類作成の一層の普及が進められることを期待したい。こうした取組みが進められることにより、最終的には国と地方公共団体とを

合わせた財務書類を作成することも可能となると考えられる。

(注1) 国の基準については、平成15年6月の時点で取りまとめた「新たな特別会計財務書類の作成基準」における計算書の体系は、総務省方式に類似するものであったが、その後、一般会計と特別会計を合わせた「省庁別財務書類」の作成基準を取りまとめるに際し、基本的に税収等を財源として国民にサービスを提供するという民間企業には見られない公会計の特性を勘案して見直しが行われて現在の体系となっているものである。

(注2) イギリスにおいては、国と地方自治体等とを合わせた財務書類の作成に向けた検討が行われている。

(注3) 国と地方公共団体とを合わせた財務書類の作成に関しては、貸借対照表の試作から取りかかることも一つの考え方である。

## 4. 国際的な公会計に関する基準との関係について

国際的な公会計に関する基準としては、次のようなものがある〔資料18参照〕。

### ① 国民経済計算（SNA）

一国の経済の状況について、全ての経済主体を対象として、国際的な統一基準に基づいて記録し、国際比較を可能とすることを目的とする。基準作成主体は、国際連合。

### ② 政府財政統計（GFS）

公的部門を対象として、国際的な統一基準に基づいてその財政状況を記録し、国際比較を可能とすることを目的とする。統計の対象となる政府部門（一般政府）の範囲や会計ルールは国民経済計算（SNA）とほぼ共通。基準作成主体は、国際通貨基金（IMF）。

### ③ 国際公会計基準（IPSAS）

公的主体の財政状況について、企業会計に準じた基準に基づき開示することにより、他の主体との比較を可能とすることを目的とする。基準作成主体は、国際会計士連盟の下に設けられた国際公会計基準審議会（IPSASB）。

上記の国際的な基準のうち、「国際公会計基準（IPSAS）」については、原則として企業会計の基準に準拠しつつ、公的主体の特殊性に配慮した修正を行うというアプローチを採っているが、この点は我が国の「省庁別財務書類の作成基準」や「独立行政法人会計基準」と基本的に同様である。実際にも、「省庁別財務書類の作成基準」において資産や負債の定義を設ける際の検討や、「独立行政法人会計基準」において固定資産の減損に係る会計基準を設定する際の検討などにおいては、「国際公会計基準（IPSAS）」を参考にしてきたところであり、今後とも、我が国における公会計の基準に関する議論に際して、これを参考にしていくことが適当である。また、「国際公会計基準（IPSAS）」の策定過程等において必要に応じて、基準作成主体に対して、我が国サイドから積極的に意見を述べることも重要である。

また、「国民経済計算（SNA）」や「政府財政統計（GFS）」といったマクロ統計作成のための基準と「国際公会計基準（IPSAS）」については、関係国際機関等において、それらの調和を図るための検討が行われているところであり、我が国の公会計関係者においても、こうした検討の状況を注視していく必要がある。

なお、「国の財務書類」と「国民経済計算（SNA）」では、例えば、公的年金債務や退職給付引当金といったものが前者では負債と認識されるのに対して、後者では負債とは認識されないなどといった相違がみられるところであるが〔資料19参照〕、両者の性格の違いに留意しつつ、資産・負債の計上方法等について必要な調整が検討されるべきである。ま

た、マクロ統計に関しては、「国民経済計算（SNA）」の公的部門の計数について、基礎統計との間の整合性を一層確保するため、関係府省の間で緊密な連携が図られるとともに、諸外国に比べデータ整備の取組みが遅れている「政府財政統計（GFS）」について、より積極的にデータの整備の促進が図られることが望まれる。

（注）「国民経済計算（SNA）」と企業会計の関係〔資料20参照〕

国民経済計算は、基本的に、ある期間内に企業や個人の経済活動の結果として新しく生産された財貨・サービスの付加価値額を計測するものである。それに対して、企業会計は、企業活動を収益とその収益を得るために要した費用の両面からとらえて、その結果としてどれだけの損益になるかを計測するものである。

公会計を財政活動の効率化・適正化の手法として活用しようとする場合には、費用と収益の両面からとらえる企業会計の手法の活用が有効といえよう。国民が税という形で国のサービス提供に要する費用を負担しており、一時的には財政赤字を計上できるとしても、世代間を通じてはその費用と負担（国の収入）をバランスさせなければならないという意味においても、国の会計を企業会計の考え方を活用して分析することが有用であると考えられる。

他方、財政状況の国際比較を行うに際しては、現状では企業会計の考え方を活用した財務書類を作成している国は少数にとどまっており、またその基準も様々であることから、国際的にその手法がほぼ確立されている国民経済計算による統計の活用が有用であると考えられる。

## 5. その他

現行の「省庁別財務書類の作成基準」においては、公的年金に係る負債の取扱いについて、5年に1回行われる財政再計算による将来の財政



見通しにおける各年度末の所要積立金に相当する額を「公的年金預り金」として負債計上することとされている〔資料2 1参照〕。

この基準設定後の平成16年に公的年金の新たな財政再計算が行われたところであるが、積立金見込額が前回の財政再計算よりもかなり下回ることとなり、切替年度の前後で「公的年金預り金」として負債計上する金額が大幅に減少したところである〔資料2 2参照〕。こうした基準設定当時の想定を超えるような事態が生じたことを踏まえ、公的年金に係る負債計上の在り方について、公企業会計ワーキンググループにおいて再度検討を行うことが適当である。

## おわりに

従来の公会計で中心とされてきたのは予算による財政の民主的統制であり、その担保のために事前に国会の議決を受けた予算が国会の議決どおりに執行されたかをチェックすることが公会計の決算の主たる機能であった。それに対して、この中間取りまとめで取り上げている財務書類の活用は、予算が国会での議決どおりに執行が行われたかではなく、予算執行の透明性を高めるとともに、予算執行が効率的かつ適正に行われたかを企業会計の手法を活用してチェックしようとする新たな試みである。

このような新たな試みは、企業会計における管理会計の手法の公会計への導入という面を持っているものであるが、財務書類のこのような形での活用は必ずしも容易ではない。そのことは、諸外国においても、同様の努力が不断に行われているものの、新たな財務書類の活用の結果として財政活動が定量的にどれだけ効率化されたかを検証した事例は現時点では把握されていないことなどから理解されるところであろう。したがって、財務書類の分析によって国の予算が直ちに効率化されるという

ことが期待されるものではないが、予算を効率化していく試みは厳しい財政事情の下にある我が国としては、極めて重要なことである。こうした観点から、この中間取りまとめにおいて提言を行ったマクロ・ミクロ両面からの財務情報の活用の促進等について、今後、できる限りの努力が払われるべきである。

# 財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会 名簿

平成18年6月現在

	石野 秀世	会計検査院事務総局次長
	井堀 利宏	東京大学大学院経済学研究科教授
	岩田 一政	日本銀行副総裁
	岩本 康志	東京大学大学院経済学研究科教授
	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	碓井 光明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	貝塚 啓明	中央大学研究開発機構教授・東京大学名誉教授
	島田 晴雄	慶應義塾大学経済学部教授
	田頭 基典	(株)島根銀行代表取締役頭取
(部会長)	立石 信雄	オムロン(株)相談役
	寺尾 美子	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	富田 俊基	中央大学法学部教授
(部会長代理)	中里 実	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	長谷川 幸洋	東京新聞・中日新聞論説委員
	本間 正明	大阪大学大学院経済学研究科教授
	水口 弘一	中小企業金融公庫総裁
	保田 博	関西電力(株)顧問
	山本 庸幸	内閣法制局第三部長
	吉野 良彦	(財)トラスト60会長

財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会  
公会計基本小委員会 名簿

平成18年6月現在

<委員>	井堀 利宏	東京大学大学院経済学研究科教授
	岩本 康志	東京大学大学院経済学研究科教授
	大住 莊四郎	関東学院大学経済学部教授
	(委員長) 貝塚 啓明	中央大学研究開発機構教授・東京大学名誉教授
	加藤 秀樹	構想日本代表・慶應義塾大学 総合政策学部教授
	小西 砂千夫	関西学院大学大学院経済学研究科・産業研究所教授
	高木 勇三	公認会計士・日本公認会計士協会常務理事
	田頭 基典	(株)島根銀行代表取締役頭取
	富田 俊基	中央大学法学部教授
	(委員長代理)	中里 実
	橋本 博之	立教大学大学院 教授
	本間 正明	大阪大学大学院経済学研究科教授
	水口 弘一	中小企業金融公庫総裁
	森田 朗	東京大学公共政策学連携研究部・教育部(公共政策大学院)部長
	山下 康彦	日本公認会計士協会 公会計基礎概念専門部会長
	山本 清	(独) 国立大学財務・経営センター研究部教授 東京大学大学院教育学研究科教授
	和田 義博	日本公認会計士協会常務理事
<アドバイザー>	桜内 文城	新潟大学人文社会・教育科学系(経済学部担当)助教授
	土居 文朗	慶應義塾大学経済学部助教授
	山本 泉	会計検査院事務総長官房法規課長

財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会  
公企業会計小委員会 名簿

平成18年6月現在

会田 一雄	慶應義塾大学総合政策学部教授
安藤 英義	一橋大学大学院商学研究科教授
伊藤 眞	東京大学大学院法学政治学研究科教授
岩田 一政	日本銀行副総裁
島田 晴雄	慶應義塾大学経済学部教授
高木 勇三	公認会計士・日本公認会計士協会常務理事
田頭 基典	(株)島根銀行代表取締役頭取
中里 実	東京大学大学院法学政治学研究科教授
中村 芳夫	(社)日本経済団体連合会事務総長
(委員長) 水口 弘一	中小企業金融公庫総裁
宮口 定雄	日本税理士会連合会専務理事
宗岡 徹	関西大学大学院会計研究科教授

財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会  
公企業会計小委員会 公企業会計ワーキンググループ 名簿

平成18年6月現在

(座長) 会田 一雄 慶應義塾大学総合政策学部教授

内山 英世 あずさ監査法人代表社員

梶川 融 日本公認会計士協会 特殊法人独立行政法人会計専門部会長

加藤 毅 日本銀行企画局企画役

木村 琢磨 千葉大学大学院専門法務研究科助教授

黒川 行治 慶應義塾大学商学部教授

小林 麻理 早稲田大学大学院公共経営研究科教授

佐々 誠一 日本公認会計士協会 国立大学法人会計専門部会長

(座長代理) 高木 勇三 公認会計士・日本公認会計士協会常務理事

土居 丈朗 慶應義塾大学経済学部助教授

藤原 清明 (社)日本経済団体連合会経済本部税制・会計グループ長

宗岡 徹 関西大学大学院会計研究科教授

森田 祐司 監査法人トーマツ代表社員

## 審議経過

**財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会  
公会計基本小委員会及び公企業会計小委員会 合同会議**

	開催日	議 題
1	平成18年4月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成16年度省庁別財務書類について</li> <li>・ 財務書類の分析・活用について</li> <li>・ 今後の検討について</li> </ul>
2	平成18年4月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務書類の分析・活用方法について</li> <li>・ 国際的な公会計基準との関係について</li> </ul>
3	平成18年5月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際的な公会計基準との関係について</li> <li>・ 財務書類の一層の活用に資する見直しについて</li> <li>・ 地方における取組みとの連携について</li> </ul>
4	平成18年5月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新地方公会計制度研究会報告書について</li> <li>・ 特別会計の財務情報に関する開示の在り方について</li> <li>・ 「中間取りまとめ」に向けた議論の整理について</li> </ul>
5	平成18年6月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「中間取りまとめ（案）」について</li> </ul>

**財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会**

開催日	議 題
平成18年6月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「中間取りまとめ（案）」について</li> </ul>

**財政制度等審議会 財政制度分科会**

開催日	議 題
平成18年6月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「中間取りまとめ」とりまとめ</li> </ul>

## 資 料

資料 1	公会計に関する基本的考え方.....	1
資料 2	公会計整備の取組み.....	2
資料 3	行政改革の重要方針(抄)・簡素で効率的な政府を実現するための 行政改革の推進に関する法律(抄).....	3
資料 4	国の財務書類(「日本の財政を考える」(平成18年3月 財務省)より 抜粋).....	4
資料 5	平成15年度国の財務書類(一般会計・特別会計)貸借対照表.....	5
資料 6	都道府県及び政令指定都市の資産・負債・正味資産.....	6
資料 7	平成15年度国の財務書類(一般会計・特別会計)業務費用計算書.....	7
資料 8	「総額」と「純計」と「企業会計」の違い(平成15年度決算)のイメージ.....	8
資料 9	平成15年度一般会計財務書類 資産・負債差額増減計算書.....	10
資料 10	公共事業における事業評価について.....	11
資料 11	予算と成果を評価できるような予算書・決算書の作成に向けた検討 について.....	21
資料 12	地方公共団体における財務情報を活用した財政活動の効率化に向 けた取組みの例.....	25
資料 13	東京都の新たな公会計制度の考え方について.....	26
資料 14	国の財政状況の透明化(「特別会計のはなし」(平成18年4月 財務 省主計局)より抜粋).....	28
資料 15	地方における公会計整備の取組み.....	29
資料 16	新地方公会計制度研究会報告書のポイント.....	31
資料 17	国と地方公共団体の財務書類の比較.....	32
資料 18	国際的な公会計に関する基準の比較.....	33
資料 19	「国民経済計算」と「国の財務書類」について.....	35
資料 20	「国民経済計算(SNA)」、「省庁別財務書類の作成基準」、「総務省方 式による財務書類の作成手法」、「企業会計」の比較.....	43
資料 21	省庁別財務書類作成基準の補論(抄).....	45
資料 22	平成15年度国の財務書類(一般会計・特別会計)貸借対照表.....	46

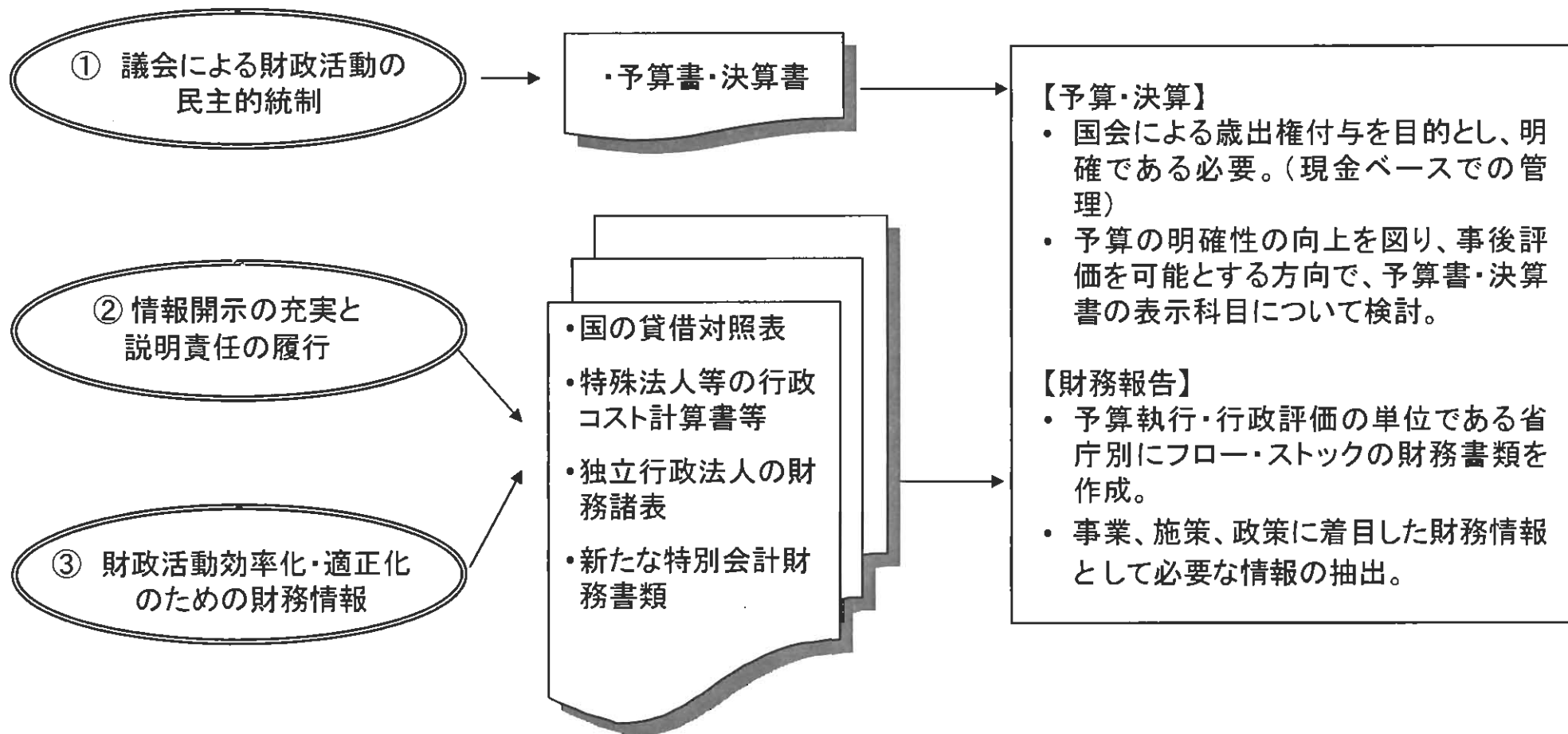


# 公会計に関する基本的考え方

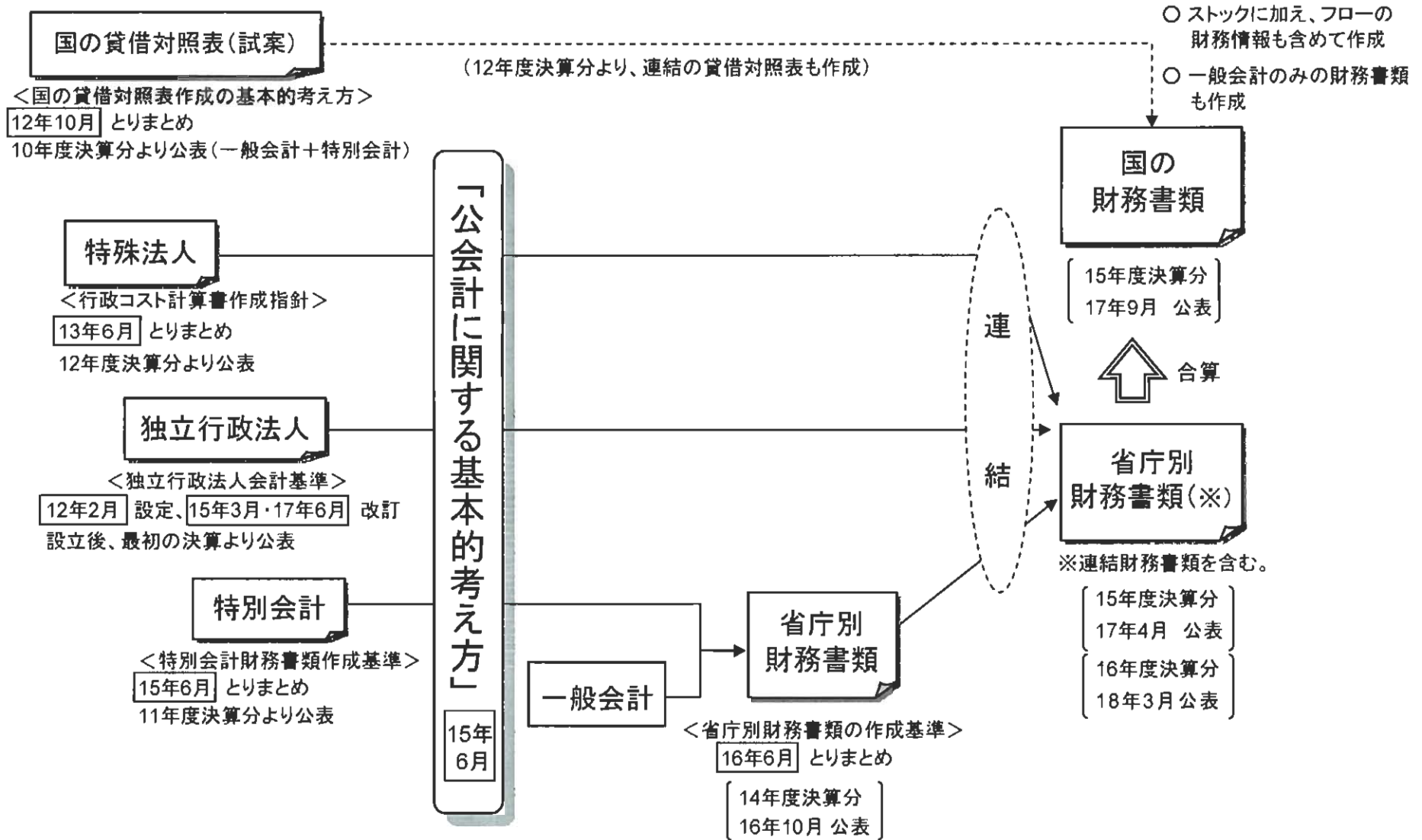
## 公会計の目的

## 「公会計に関する基本的考え方」

(15年6月財政制度等審議会)



# 公会計整備の取組み



## 行政改革の重要方針（抄）

平成17年12月24日  
閣議決定

## 3 特別会計改革（抄）

## (2) 特別会計改革の具体的方針

ア 以上ののちで行う特別会計全体についての改革は、以下のとおりとする。

- ② 一覽性・総覽性をもった形で国の財務状況を説明し十分な説明責任を果たすものとする。そのため、特別会計の歳入・歳出につき、所管別区分と主要経費別区分を行うとともに、予算の一覽性を確保するため、純計額ベースで表示した所管別や主要経費別の予算参考資料を法定資料としての予算参考書類に含めるなど、抜本的に見直すこととし、国の財務状況の透明化を図るものとする。
- ③ 「特別会計整理合理化法案（仮称）」により、特別会計法に定められた財政法の例外規定（借入金規定や剰余金の繰越し規定等）等を整理し、特別会計の会計情報については、その開示の内容及び要件を統一的に明示するとともに、企業会計の考え方にに基づく資産・負債も開示するものとする。また、特別会計がみだりに設立されることにより弊害が生じかねないことから、その設立要件を厳格化するほか、既存の特別会計についても、5年ごとにその設置の要否を見直す条項を導入するものとする。

## 5 政府資産・債務改革（抄）

政府資産・債務改革は、「小さくて効率的な政府」を実現し、政府債務の増大を圧縮するために、欠くことができない。今後とも、これまでの財政投融资改革による財政融資資金の貸付金残高の縮減を維持し、徹底的な歳出削減を図るとともに、売却可能な国有財産の売却促進を行うこと等により、政府の資産・債務規模の圧縮を行う。特に、特別会計改革及び政策金融改革と連動させ、国のバランスシート全体の位置付けの中で積極的に推進する。また、資産・債務の管理の在り方についても、民間の視点・技法をも積極的に活用しつつ、見直しを進める。国及び地方公共団体の資産・債務の管理等に必要な公会計の整備については、企業会計の考え方を活用した財務書類の作成基準等の必要な見直しを行うなど、一層の推進を図る。これにより、政府資産がスリム化され、国の財政に寄与するとともに、内在する金利変動等のリスクも軽減される。

## 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（抄）

（平成18年法律第47号）

（法制上の措置等）

第19条 政府は、特別会計の廃止及び統合、一般会計と異なる取扱いの整理並びに企業会計の慣行を参考とした資産及び負債の開示その他の特別会計に係る情報の開示のため、この法律の施行後一年以内を目的として法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に規定するもののほか、政府は、国全体の財政状況の一覽性を確保するため、特別会計歳入歳出予算の総計及び純計について所管及び主要な経費の別に区分した書類を参考資料として予算に添付する措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

（国の資産及び債務の管理の在り方の見直し）

第60条（第1項略）

2 政府は、企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備を促進するため、当該書類を作成する基準について必要な見直しを行い、その他必要な取組を行うものとする。

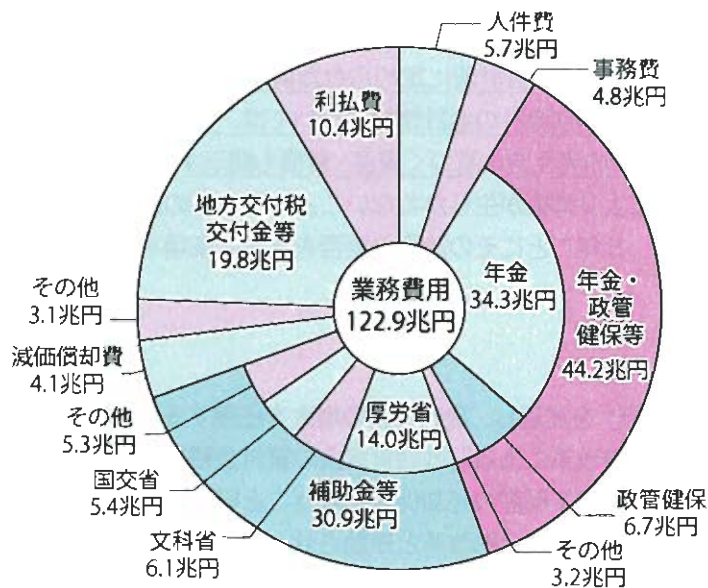
## コラム

## 国の財務書類

企業会計の考え方を活用して国の財政状況を開示する「国の財務書類」が作成されています。これにより、一般会計と特別会計を合わせた国全体のフローとストックの財政状況等を民間企業を見るのと同じ感覚で一覧することができます。

## 国の行政コスト (平成15年度)

〔一般会計と特別会計を合わせた国のフローの財政状況〕



## 人件費

職員の給料、退職給付引当金繰入額等

## 事務費

庁費、公債事務取扱費等

## 年金・政管健保等

厚生年金保険給付費、基礎年金給付費、政管健保給付費等

## 補助金等

地方公共団体等への補助金、独立行政法人への運営費交付金、委託費等

## 減価償却費

## その他

貸倒引当金繰入額、労災や地震再保険への責任準備金繰入額等

## 地方交付税交付金等

地方交付税交付金、地方譲与税譲与金等

## 利払費

(注) 発生主義ベースであるため、公共事業費や施設費に代わって減価償却費が計上されています。また、企業の借入金の返済に相当する国債等の債務償還費(144.8兆円)は計上されていません。

## 国の貸借対照表 (平成15年度末)

〔一般会計と特別会計を合わせた国のストックの財政状況〕

(単位:兆円)

<資産の部>		<負債の部>	
現金・預金	42.5	政府短期証券	70.6
有価証券	70.6	公債	508.2
未収金等	17.2	借入金	20.2
貸付金	289.9	預託金	162.6
運用寄託金	54.2	公的年金預り金	143.1
貸倒引当金	△2.4	退職給付引当金等	16.0
有形固定資産	182.2	その他の負債	20.3
無形固定資産	0.2	<b>負債合計</b>	<b>941.0</b>
出資金	36.1	<資産・負債差額の部>	
その他の資産	5.5	<b>資産・負債差額</b>	<b>△245.2</b>
<b>資産合計</b>	<b>695.9</b>	<b>負債及び資産・負債差額合計</b>	<b>695.9</b>

○ 貸借対照表では「資産・負債差額」が△245.2兆円となっていますが、将来の国民の負担となる債務としては、やはり普通国債残高(平成15年度末で457兆円程度)が1つの目安です。なぜならば、国が保有する資産には道路や河川等といった売却が考えられない資産が相当程度含まれているからです。

※ 国の財務書類には、他に一般会計単独のもの、特殊法人等まで連結したのがあります。また、省庁別の財務書類も作成されています。詳しくは、それらの財務書類をご参照下さい。

- ・ <http://www.mof.go.jp/singikai/zaiseseido/siryou/zaiseidg/zaiseidg170926.htm> (国の財務書類)
- ・ <http://www.mof.go.jp/singikai/zaiseseido/siryou/zaiseidg/zaiseidg161005b.htm> (省庁別財務書類)

平成15年度国の財務書類（一般会計・特別会計）

貸借対照表

（単位：十億円）

	14年度末	15年度末	増減		14年度末	15年度末	増減
< 資産の部 >				< 負債の部 >			
現金・預金	24,938	42,489	17,550	未払金等	9,958	9,546	△412
有価証券	55,169	70,563	15,394	賞与引当金	233	332	98
未収金等	18,295	17,224	△1,071	政府短期証券	46,850	70,639	23,789
貸付金	307,939	289,912	△18,027	公債	450,281	508,218	57,936
運用寄託金	35,278	54,203	18,925	借入金	17,567	20,173	2,606
貸倒引当金	△2,359	△2,408	△48	預託金	185,352	162,620	△22,732
有形固定資産	178,016	182,164	4,148	責任準備金	9,086	9,277	190
国有財産（公共用財産除く）	41,263	41,901	638	公的年金預り金	161,649	143,131	△18,518
公共用財産	127,949	131,153	3,204	退職給付引当金	16,803	15,677	△1,125
物品	8,803	9,109	305	その他の負債	1,601	1,464	△137
無形固定資産	222	222	0	負債合計	899,385	941,081	41,696
出資金	35,169	36,051	881	< 資産・負債差額の部 >			
その他の資産	4,792	5,499	707	資産・負債差額	△241,922	△245,158	△3,236
資産合計	657,462	695,923	38,460	負債及び資産・負債差額合計	657,462	695,923	38,460

（出典）財務省主計局

## 都道府県及び政令指定都市の資産・負債・正味資産

(単位：億円)

	年度	資産	負債	正味資産		年度	資産	負債	正味資産
【都道府県】					島根県	16	31,082	13,251	17,831
北海道	16	96,029	62,853	33,176	岡山県	16	33,326	16,636	16,689
青森県	16	34,694	16,229	18,465	広島県	16	45,276	25,228	20,048
岩手県	16	33,758	18,077	15,681	山口県	16	33,390	15,585	17,805
宮城県	16	38,576	20,514	18,062	徳島県	16	23,723	11,462	12,261
秋田県	16	33,479	14,879	18,599	香川県	16	20,458	9,700	10,758
山形県	16	17,732	14,885	2,846	愛媛県	16	26,848	12,204	14,643
福島県	16	37,074	15,904	21,169	高知県	16	25,006	10,539	14,467
茨城県	16	54,032	30,180	23,851	福岡県	16	47,055	33,132	13,922
栃木県	16	28,773	13,338	15,435	佐賀県	16	21,458	7,532	13,925
群馬県	16	29,332	13,985	15,347	長崎県	15	35,831	13,672	22,159
埼玉県	16	67,054	41,940	25,113	熊本県	16	33,367	16,484	16,883
千葉県	16	73,207	43,668	29,539	大分県	16	28,663	11,719	16,944
東京都	16	325,043	169,508	154,121	宮崎県	16	29,197	12,015	17,182
神奈川県	16	57,913	42,109	15,803	鹿児島県	16	42,423	19,617	22,805
新潟県※	14	57,653	25,813	31,839	沖縄県	16	36,523	10,120	26,402
富山県	16	29,252	12,875	16,376	単純合計		2,159,133	1,167,638	990,060
石川県	16	28,789	15,088	13,700	【政令指定都市】				
福井県	16	24,822	11,906	12,915	札幌市	16	48,537	23,969	24,568
山梨県	16	27,783	11,341	16,442	仙台市	16	30,706	15,445	15,260
長野県	16	41,912	20,996	20,917	さいたま市	16	18,298	6,799	11,499
岐阜県	16	29,381	19,057	10,324	千葉市	16	21,395	11,844	9,551
静岡県	16	50,383	29,769	20,613	横浜市	16	127,187	72,523	54,664
愛知県	16	92,582	64,988	27,593	川崎市	16	37,171	19,671	17,499
三重県	16	32,283	14,075	18,207	名古屋市	16	77,625	48,441	29,184
滋賀県	16	25,693	13,022	12,670	京都市	16	41,726	25,385	16,340
京都府	16	24,193	15,178	9,014	大阪市	16	128,460	71,928	56,531
大阪府	16	102,523	69,545	32,978	神戸市	16	76,678	38,254	38,423
兵庫県	16	83,904	54,861	29,043	広島市	16	36,978	19,062	17,916
奈良県	16	25,139	14,192	10,947	北九州市※	16	34,676	13,923	20,753
和歌山県	16	23,798	10,495	13,303	福岡市	16	57,820	32,318	25,502
鳥取県	16	18,721	7,472	11,248	単純合計		737,257	399,562	337,690
					総合計		2,896,390	1,567,200	1,327,750

(注1) 平成18年4月10日現在でホームページに公表されているバランスシートより作成。

(注2) (無印) 連結ベース……普通会計+公営事業会計+地方独立行政法人、一部事務組合・広域連合、地方三公社及び第三セクター

(※) 全体ベース……普通会計+公営事業会計

(注3) 合計及び総合計は、年度の異なる計数を単純に合計したものの。

(注4) 単位未満の計数は、長野県、北九州市は四捨五入。兵庫県、名古屋市及び広島市は取扱い不明。それ以外は切り捨て。

## 平成15年度国の財務書類（一般会計・特別会計）

## 業務費用計算書

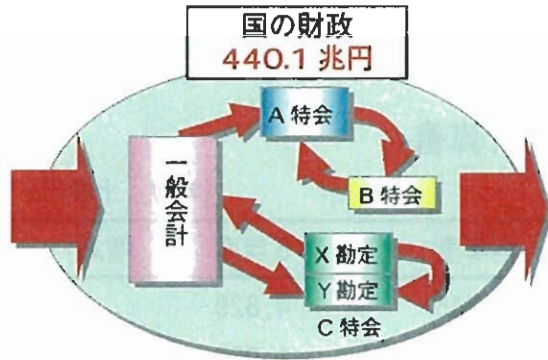
（単位：十億円）

	前年度	15年度	増減
人件費	4,745	4,629	△116
退職給付引当金等繰入額	1,005	1,028	23
厚生年金保険給付金	20,534	20,971	437
基礎年金給付費	10,249	11,073	824
その他の社会保障費	13,240	12,177	△1,063
公的年金預り金増加額	3,949	63	△3,885
補助金等	25,386	25,223	△163
委託費等	3,243	3,261	17
地方交付税交付金等	21,082	19,769	△1,313
運営費交付金	365	816	450
庁費等	2,024	2,191	166
公債事務取扱費	416	292	△123
減価償却費	4,101	4,113	11
貸倒引当金繰入額等	1,136	1,038	△97
利払費	11,666	10,361	△1,305
資産処分損益	307	342	34
出資金等評価損	1,348	811	△537
その他の業務費用	5,456	4,714	△741
本年度業務費用合計	130,262	<b>122,881</b>	△7,380

（出典）財務省主計局

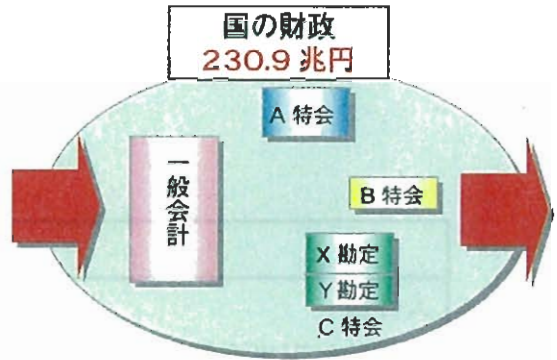
「総額」と「純計」と「企業会計」の違い（平成 15 年度決算）のイメージ

「総額」ベースで見た場合



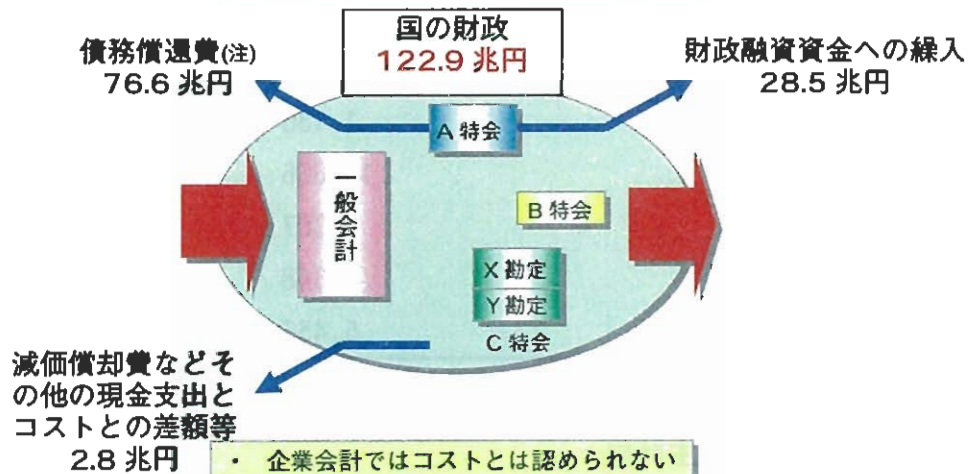
- 一般会計と特別会計との間に入繰り、特別会計間に入繰りなどの重複額が、それぞれの歳入・歳出として計上されるため、国全体として、いくら入り、いくら出たかが見えない。
- ただし、個々の会計単位で見る場合には、その収支が全て明らかになる。

「純計」ベースで見た場合



- 一般会計と特別会計との間に入繰り、特別会計間に入繰りなどの重複額を除くため、国全体としての歳入と歳出が明確化。
- ただし、個々の会計単位で見る場合には、その収支が分かりにくくなる。

「企業会計」ベースで見た場合



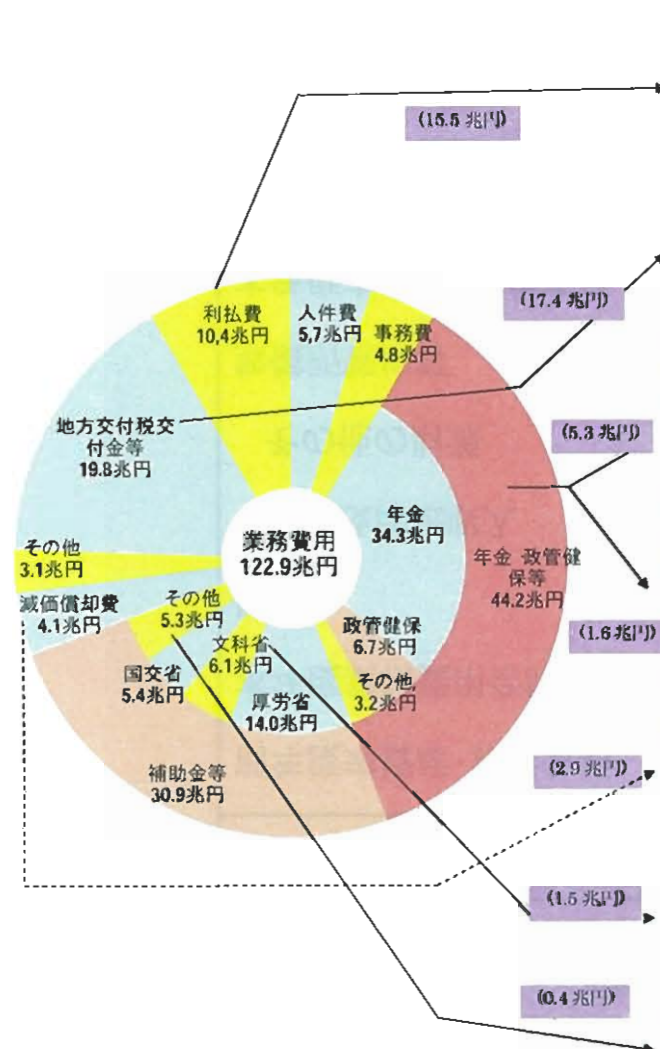
- 企業会計ではコストとは認められない債務償還費等を控除し、国の行政にかかるコスト(業務費用)を明確化。税金(十公債)と保険料の使いみちに、ほぼ対応するもの。
- ただし、減価償却費など一般の国民にはなじみのない項目も含まれる。

(注)債務償還費 144.8 兆円から純計で控除済みの借換償還額 68.2 兆円を除いた額



# 企業会計ベースで見た国の支出と各特別会計の関係（平成15年度決算）

[矢印は、一般会計から特別会計への繰入をイメージしています。なお、減価償却費は、現金支出を伴わない費用であるため、点線で表しています。]



[一般会計からの繰入がある特別会計]

国債整理基金特会 (単位:兆円)			
歳入		歳出	
一般会計より受入	15.5	債務償還費	144.8
他の特別会計より受入	63.6	利子及割引料	9.0
公債金等	90.0	その他	0.5
<b>歳入合計</b>	<b>169.1</b>	<b>歳出合計</b>	<b>154.2</b>

交付税及び譲与税配付金特会 (単位:兆円)			
歳入		歳出	
一般会計より受入	17.4	地方交付税交付金等	19.8
個人金	48.5	国債整理基金特会へ繰入	46.8
その他	1.5	その他	0.1
<b>歳入合計</b>	<b>67.4</b>	<b>歳出合計</b>	<b>66.7</b>

厚生保険特会 (単位:兆円)			
歳入		歳出	
一般会計より受入	5.3	年金保険給付費	20.8
保険料収入	25.6	政管健保給付費	6.7
その他	9.9	その他	13.6
<b>歳入合計</b>	<b>40.8</b>	<b>歳出合計</b>	<b>41.1</b>

国民年金特会 (単位:兆円)			
歳入		歳出	
一般会計より受入	1.6	年金給付費	13.3
拠出金等収入(保険料等)	15.4	その他	7.9
その他	5.7		
<b>歳入合計</b>	<b>22.7</b>	<b>歳出合計</b>	<b>21.2</b>

道路整備特会 (単位:兆円)			
歳入		歳出	
一般会計より受入	2.9	道路事業費	1.9
その他	2.4	その他	2.4
<b>歳入合計</b>	<b>5.3</b>	<b>歳出合計</b>	<b>4.3</b>

国立学校特会 (単位:兆円)			
歳入		歳出	
一般会計より受入	1.5	国立学校	1.5
その他	1.5	その他	1.4
<b>歳入合計</b>	<b>3.0</b>	<b>歳出合計</b>	<b>3.0</b>

石油及びエネルギー供給構造高度化対策特会(単位:兆円)			
歳入		歳出	
一般会計より受入	0.4	国債整理基金特会へ繰入	0.7
その他	1.2	その他	0.5
<b>歳入合計</b>	<b>1.7</b>	<b>歳出合計</b>	<b>1.2</b>

特別会計名	歳出額	(単位:兆円)	一般会計
			からの受入
治水	1.02	(1.1)	
労働保険	7.91	(0.45)	
食糧管理	3.45	(0.8)	
港湾整備	0.49	(0.8)	
国有林野事業	0.52	(0.29)	
国土土地改良事業	0.56	(0.28)	
空港整備	0.48	(0.18)	
国立病院	0.97	(0.12)	
産業投資	0.37	(0.10)	
登記	0.17	(0.07)	
農業共済再保険	0.14	(0.07)	
自動車損害賠償保障事業	0.67	(0.06)	
漁業再保険及漁業共済保険	0.02	(0.02)	
特定国有財産整備	0.11	(0.01)	
都市開発資金融通	0.09	(0.01)	
船員保険	0.07	(0.01)	
貿易再保険	0.02	(0.01)	
自動車検査登録	0.05	(0.00)	
特許	0.10	(0.00)	
<b>小計</b>	<b>17.17</b>	<b>(8.4)</b>	

[一般会計からの繰入がない特別会計]

財政融資資金特会 (単位:兆円)			
歳入		歳出	
公債金	28.5	財政融資資金へ繰入	28.5
財政融資資金より受入	12.2	国債整理基金特会へ繰入	12.8
資金運用収入	11.4	預託金利子	6.6
その他	9.0	その他	9.9
<b>歳入合計</b>	<b>61.1</b>	<b>歳出合計</b>	<b>48.4</b>

特別会計名	歳出額	(単位:兆円)
地震再保険	0.00	
電源開発促進対策	0.10	
森林保険	0.00	
農業経営基盤強化措置	0.04	
<b>小計</b>	<b>0.47</b>	

注1) 国債整理基金特会への繰入のうち、定率繰入分は企業会計ベースでのコストとはされていない。財政融資資金特会の歳出の大部分なども、企業会計ベースのコストとはされていない。  
 注2) 法人化により平成16年4月1日に廃止された国立学校特会及び国立病院特会の歳出については、一般会計から各特会への繰入額等を計上している。  
 注3) 総額ベースの財政規模が平成15年度決算の440兆円から平成18年度予算の540兆円に伸びている主な要因は、国債整理基金特会(+71兆円)と財政融資資金特会(+22兆円)の伸びである。

○ 特別会計の歳出総額	357.7兆円	平成15年度決算	357.7兆円	平成18年度予算	460.4兆円
○ 一般会計の歳出総額(うち特別会計への繰入)	82.4兆円(48.1兆円)	平成15年度決算	82.4兆円(48.1兆円)	平成18年度予算	79.7兆円(46.8兆円)
総額ベースで見た国全体の財政規模(参考:純計ベース)	440.1兆円(230.9兆円)	平成15年度決算	440.1兆円(230.9兆円)	平成18年度予算	540.1兆円(258.7兆円)

## 平成15年度一般会計財務書類

## 資産・負債差額増減計算書

(単位：十億円)

	前年度	15年度	増減
前年度末資産・負債差額	△237,882	△263,400	△25,518
本年度業務費用合計	△77,773	△77,414	358
財源	48,137	46,366	△1,770
租税及印紙収入	43,833	43,282	△550
その他の財源	4,304	3,084	△1,220
無償所管換等	4,117	5,685	1,567
本年度末資産・負債差額	△263,400	△288,764	△25,363

差額：△31兆0485億円 ←

# 事業評価について

国土交通省

## 【事業評価の目的】

公共事業の効率性及びその実施過程の  
透明性の一層の向上を図る

## 【事業評価の位置付け】

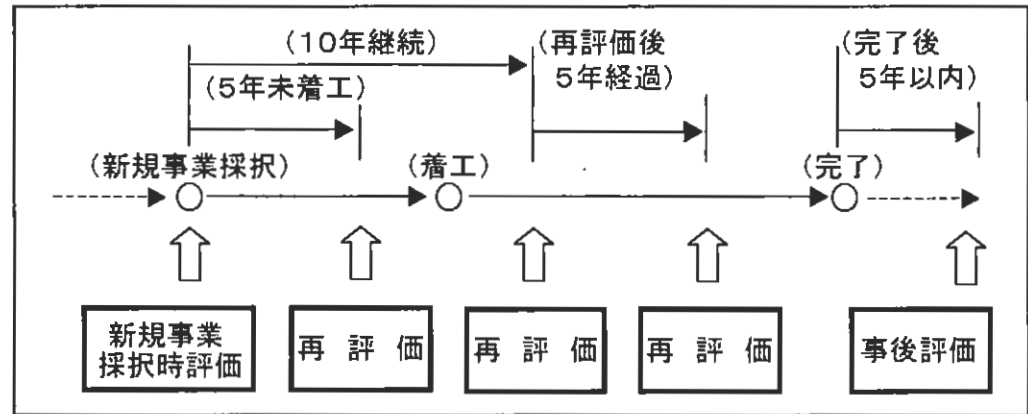
政策評価法（平成14年4月1日施行）  
における政策評価制度の一環  
全ての公共事業について事業評価を実施  
（維持・管理、災害復旧に係る事業等を除く）

- 新規事業採択時評価（平成10年度～）
- 再評価（平成10年度～）
- 事後評価（平成15年度～）

## 【評価結果の積極的な公表】

- 評価結果はインターネット等で公表
- 平成16年度より各事業評価の一連の経緯が一目で分かるよう、費用便益分析などのバックデータを含め、事業評価カルテとして一括整理、インターネットで公表

## 【事業評価の流れ（イメージ）】



## ▼ 事業評価カルテ（例）

事業名	A事業	新規採択時評価
担当課 (担当課長名)	〇〇局〇〇課 (課長 〇〇〇〇)	
評価年度	平成〇年(完了後〇年)	再評価
事後評価結果	・費用対効果分析の要因の変化 ・事業の効果の発現状況 ・環境への影響 ・社会経済情勢の変化 等	
事業評価監視委員会の意見		事後評価
事後評価を踏まえた対応	・改善措置の必要性 等	
継続/中止の判断	継続	算定根拠



# 政策評価法における位置付け

## 行政機関が行う政策の評価に関する法律（抄）

### 事前評価

（事前評価の実施）

第九条 行政機関は、その所掌に関し、次に掲げる要件に該当する政策として個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策その他の政策のうち政令で定めるものを決定しようとするときは、事前評価を行わなければならない。

- 一 当該政策に基づく行政上の一連の行為の実施により国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすこと又は当該政策がその実現を目指す効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれること。
- 二 事前評価に必要な政策効果の把握の手法その他の事前評価の方法が開発されていること。

政令（行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令）

（法第九条の政令で定める政策）

第三条 法第九条の政令で定める政策は、次に掲げる政策とする。ただし、事前評価の方法が開発されていないものその他の事前評価を行わないことについて相当の理由があるものとして総務大臣並びに当該政策の企画及び立案をする行政機関の長（法第二条第一項第二号に掲げる機関にあっては内閣総理大臣、同項第四号に掲げる機関にあっては総務大臣）が共同で発する命令で定めるものを除く。

一～二（略）

三 道路、河川その他の公共の用に供する施設を整備する事業その他の個々の公共的な建設の事業（施設の維持又は修繕に係る事業を除く。次号において単に「個々の公共的な建設の事業」という。）であって十億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策

四 個々の公共的な建設の事業であって十億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策

五（略）

**再評価**（法律上は「事後評価」と呼んでいる。）

（事後評価の実施）

第八条 行政機関は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならない。

（事後評価の実施計画）

第七条 （略）

2 実施計画においては、計画期間並びに次に掲げる政策及び当該政策ごとの具体的な事後評価の方法を定めなければならない。

一 （略）

二 計画期間内において次に掲げる要件のいずれかに該当する政策

イ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じて五年以上十年以内において政令で定める期間（政令⇒五年）を経過するまでの間に、当該政策がその実現を目指した効果の発揮のために不可欠な諸活動が行われていないこと。

ロ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じてイに規定する政令で定める期間（政令⇒五年）に五年以上十年以内において政令で定める期間（政令⇒五年）を加えた期間が経過したときに、当該政策がその実現を目指した効果が発揮されていないこと。

三 （略）

3 （略）

# 事業評価カルテ①（北千葉道路）

担当課：道路局国道・防災課  
担当課長名：鈴木 克宗

## 事業の概要

事業名	一般国道464号 北千葉道路	事業区分	一般国道	事業主体	国土交通省関東地方整備局 千葉県
起終点	自：千葉県印旛郡印旛村若狭 至：千葉県成田市押粕	延長	9.8 km 直轄：5.6 km 県：4.2 km		
<p><b>事業概要</b></p> <p>一般国道464号は、千葉県松戸市から千葉県成田市までの延長約4.8 kmの路線で、千葉県西條地域と成田地域を結ぶ重要な道路である。北千葉道路は、首都圏北部と成田国際空港のアクセス時間を大幅に短縮する新たな道路アクセスルートとして都市再生プロジェクトに位置付けられている延長9.8 km（新規事業化分）の4車線道路である。</p> <p><b>事業の目的、必要性</b></p> <p>北千葉道路は首都圏北部・都心部等から成田国際空港へのアクセス強化や成田市市街地における交通混雑緩和を図るなど周辺地域のみならず首都圏の活性化に寄与するものである。</p> <p>全体事業費：55.9億円（直轄：28.9億円 県：27.0億円） 計画交通量：28,800台/日</p> <p><b>事業概要図</b></p>					

**関係する地方公共団体等の意見**

北千葉道路は、都心と成田国際空港間のアクセス強化のみならず、成田・千葉ニュータウン業務供都市の骨格的交通軸として地域の活性化を図る上からも必要不可欠な道路であることから関係7市2村の首長等からなる北千葉道路建設促進期成同盟会より整備促進の要望（平成16年11月17日）を受けている。

**事業採択の前提条件**

費用対便益：便益が費用を上回っている

## 事業評価結果

費用対便益	B/C	2.8	総費用：44.8億円 事業費：44.1億円 維持管理費：7億円	総便益：1,252億円 走行時間短縮便益：1,199億円 走行費用減少便益：40億円 交通事故減少便益：13億円	基準年 平成16年
	事業の影響	評価項目	評価	根拠	
自動車や歩行者への影響	渋滞対策	-		注目すべき影響はない	
	事故対策	○		死傷事故率が高い区間の事故の減少が見込まれる 死傷事故率 2.311件/1台キロ（現況）（死者事故率比（県内平均比）1.91（現況）） 千葉県内平均：約120.7件/1台キロ（約1.9倍） 全国平均：約118.4件/1台キロ（約2.0倍） 事故率曲線 千葉県内センサス区間の上位2割以内に含まれる	
	歩行空間	-		注目すべき影響はない	
社会全体への影響	住民生活	◎		第一種空港へのアクセス向上 （柏市～成田国際空港 120分⇒90分）	
	地域経済	○		都市再生プロジェクトを支援する事業である （都市再生プロジェクト（第二次）に位置づけられた幹線道路である）	
	災害	◎		緊急輸送道路である一般国道464号が通行止めになった場合の代替路線を形成する	
	環境	○		CO2排出削減率：12.801%/年 NO2排出削減率：11.41%/年 約2割削減 SPM排出削減率：1.11%/年 約2割削減	
	地域社会	○		主要な観光地へのアクセス向上 （主要な観光地である成田山新勝寺【年間参拝者数1千万人】へのアクセス向上）	
事業実施環境	-			特筆すべき事項はない	

## 採択の理由

費用対便益比が2.8と、便益が費用を上回っていることから、事業採択の前提条件が確認できる。また、第一種空港（成田国際空港）へのアクセス向上が見込まれるなど、当該事業箇所が社会全体への波及的影響は大きく、整備の必要性・効果は高いと判断できる。

以上より、本事業を採択した。

※総費用、総便益とその内訳は、各年次の円額を割引率を用いて基準年の円額に換算し累計したもの。

# 事業評価カルテ② (名古屋港)

名古屋港飛鳥頭南地区国際海上コンテナターミナル整備事業  
費用便益の概要

便益

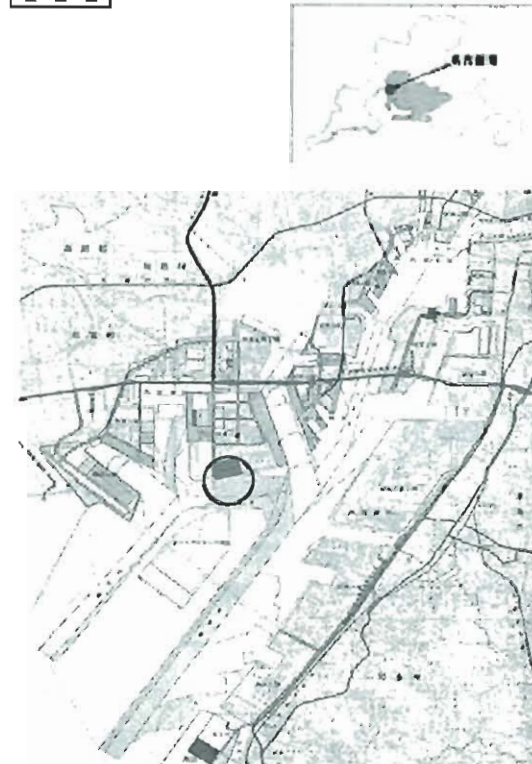
項目	区分	原単位		効果(代表年)
		単位	備考	
利用者便益	輸送コストの削減	50	千円/TEU・年	船舶大型化等によるコスト削減
		178	億円/年	
耐震便益	輸送コストの削減	3,427	円/TEU・年	耐震強化に係る震災時の輸送コスト削減
	施設被害の回避	2.8	億円/年	施設復旧費用
				2.8 億円/年

※便益の算出にあたっては、「港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル(平成18年6月)」を参照

費用

費用項目	建設費、管理運営費 等
事業の対象施設	岸壁(-16m)、泊地(-16m)、両設橋脚、埠頭用地 等

位置図



平成	16	年度				
事業名(箇所名)	国際海上コンテナターミナル整備事業 名古屋港飛鳥頭南地区)		担当課	本省港湾局計画課	事業主体	中部地方整備局
			担当課長名	林田博		
実施箇所	カルテ表示項目					
	愛知県海部郡飛鳥村					
	検索対象都道府県指定 覆数指定化)					
主な事業の緒元	愛知県					
	岸壁(-16m)(耐震) 泊地(-16m)					
事業期間	事業採択	平成17年度	完了	平成21年度		
総事業費(億円)	365					
目的・必要性	名古屋港は、我が国の国際海上コンテナ貨物を取り扱う主要港のひとつであり、我が国の社会経済活動を支えている。この名古屋港において、コンテナ船の大型化およびコンテナ貨物需要の増大に対応した大水深・高規格のコンテナターミナルを整備し、物流効率化を図り、国際競争力の向上を目指す。併せて耐震強化を図ることで、大規模地震時における物流機能を維持し経済活動を継続的に進めることとする。					
便益の主な根拠	輸送コスト削減 (平成22年度予測取扱貨物量：32万TEU)					
事業全体の投資効率性	基準年度	平成16年度				
	B 総便益(億円)	3,166	C 総費用(億円)	364	B/C	8.7
感度分析	需要 (-10%~+10%)	→ B/C (7.8~9.6)				
	建設費 (+10%~-10%)	→ B/C (8.0~9.5)				
事業の効果等	建設期間 (+10%~-10%) → B/C (8.3~9.1)					
	当該事業を実施することにより、船舶の大型化に対応し、物流機能の高度化、効率化が図られる。更に、地震時において周辺岸壁が被災した場合に幹線貨物の輸送機能を確保することで経済活動を継続的に進めることが可能となるとともに、当該施設の被害を回避することが可能となる。					

# 事業評価の手法

事業名		評価項目		
		費用便益分析		費用便益分析以外の主な評価項目
		費用	主な便益	
( )内は方法を示す。				
河川・ダム事業 (代替法、CVM・TCM)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費</li> <li>・維持管理費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定年平均被害軽減期待額</li> <li>・水質改善効果等(環境整備事業の場合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の影響</li> <li>・過去の災害実績</li> <li>・災害発生の危険度</li> <li>・河川環境をとりまく環境</li> </ul>
砂防事業等 (代替法)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接被害軽減便益</li> <li>・人命保護便益</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の影響</li> <li>・過去の災害実績</li> <li>・災害発生の危険度</li> </ul>
海岸事業 (代替法、CVM・TCM (環境保全・利用便益))		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費</li> <li>・維持管理費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水防護便益</li> <li>・侵食防止便益</li> <li>・飛砂・飛沫防護便益</li> <li>・海岸環境保全便益</li> <li>・海岸利用便益</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の影響</li> <li>・過去の災害実績</li> <li>・災害発生の危険度</li> </ul>
道路・街路事業 (消費者余剰法)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費</li> <li>・維持管理費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・走行時間短縮便益</li> <li>・走行費用減少便益</li> <li>・交通事故減少便益</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施環境</li> <li>・物流効率化の支援</li> <li>・都市の再生</li> <li>・安全な生活環境の確保</li> </ul>
土地 区 画 整 理 事 業	道路特会 (消費者余剰法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費</li> <li>・維持管理費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・走行時間短縮便益</li> <li>・走行費用減少便益</li> <li>・交通事故減少便益</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物流効率化の支援</li> <li>・中心市街地の活性化</li> <li>・地域・都市の基盤の形成</li> </ul>
	一般会計 (ヘドニック法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費</li> <li>・維持管理費</li> <li>・用地費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地地価上昇便益</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地の活性化</li> <li>・防災上安全な市街地の形成</li> <li>・土地の有効・高度利用の推進</li> </ul>
市街地再開発事業等 (ヘドニック法)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備費</li> <li>・用地費</li> <li>・維持管理費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域内の便益</li> <li>・事業区域外の便益</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業執行の環境</li> <li>・防災上危険な市街地の整備</li> <li>・安全な市街地の形成</li> </ul>
都市再生推進事業 (都市防災総合推進事業) (代替法)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備費</li> <li>・用地費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物被害軽減便益</li> <li>・人命保護便益</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の必要性</li> <li>・事業進捗の見込み</li> <li>・災害発生の危険度</li> </ul>
港湾整備事業 (消費者余剰法)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設費</li> <li>・管理運営費</li> <li>・再投資費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸送コストの削減(貨物)</li> <li>・輸送コストの削減(旅客)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元等との調整状況</li> <li>・環境等への影響</li> </ul>



空港整備事業 (消費者余剰法)	〈空港の新設、滑走路の新設・延長等〉 ・建設費 ・用地費 ・改良・再投資費 (精密進入の高カテゴリー化等) ・施設整備費 ・施設更新費 ・維持管理費	〈空港の新設、滑走路の新設・延長等〉 ・利用者便益(時間短縮効果 等) ・供給者便益 (精密進入の高カテゴリー化等) ・運航改善効果	・地域経済効果 ・地元との調整状況
都市・幹線鉄道整備事業 (消費者余剰法)	・事業費 ・維持改良費	・利用者便益(時間短縮効果 等) ・供給者便益	・道路交通混雑緩和 ・地域経済効果
新幹線鉄道整備事業 (消費者余剰法)	・事業費 ・維持改良費	・整備区間の開業に伴う時間短縮による県内 総生産の増加額	・安全性の向上 ・消費エネルギーの低減 ・CO2排出量の削減効果
住宅市街地基盤整備事業 (代替法、消費者余剰法)	・事業費 ・維持管理費	○施設整備効果 ・個別の施設整備効果 ・住宅宅地供給効果	住宅宅地事業の ・必要性 ・緊急性 ・効率性 ・優良性 ・先導性
		○促進効果 ・住宅宅地の供給促進による効果	
住宅市街地総合整備事業 (ヘドニック法)	・事業費 ・維持管理費	○拠点開発型及び沿道等整備型 (拠点地区内) ・事業の実施により発生する収益 (拠点地区外) ・事業の影響による効用水準の変化	・土地利用転換 ・土地有効利用 ・住宅の質 ・計画の位置づけ
		○密集市街地整備型 (従前居住者用住宅、建替促進を実施する敷地) ・事業の実施により発生する収益 ・建築物の不燃化による防災製の向上効果 (上記敷地以外の便益) ・事業の影響による効用水準の変化	・延焼危険度の低減 ・出火危険性の低減 ・公共空間の確保 ・計画の位置づけ ・良質な住宅供給
下水道事業 (代替法、CVM)	・建設費 ・維持管理費 ・改築費	・生活環境の改善効果 ・便所の水洗化効果 ・公共用水域の水質保全効果 ・浸水の防除効果 ・その他の効果	・他の汚水処理施設との調整状況 ・水質汚濁に係る環境基準の達成 状況と達成期間の設定

都市公園事業 (TCM、コンジョイント 分析、CVM)	・事業費 ・維持管理費	・健康、レクリエーション空間としての利用価値 ・環境の価値 ・防災の価値 ・その他の効果	・計画への位置づけ ・安全性の向上 ・地域の活性化 ・福祉社会への対応 ・都市環境の改善
官庁営繕事業 (代替法)	・初期費用(建設費等) ・維持修繕費	・土地利用効果 ・利用者の利便 ・建物性能の向上 ・環境への配慮	・事業の緊急性 ・計画の妥当性
農業農村整備事業等 (その他の手法(注)、 (一部代替法))	・事業費	・農業生産向上効果 ・農業経営向上効果 など	・受益農家の負担が負担能力を 超えないこと ・環境との調和への配慮 ・農地利用集積等農業構造の改善 など
治山事業 (代替法、 その他の手法(注))	・事業費 ・維持管理費	・水源かん養便益 ・災害防止便益 など	・自然と共生 ・近隣住民・財産の保全 ・事業の経済性・効率性 など
森林整備事業 (代替法、 その他の手法(注)、(一 部CVM))	・事業費 ・維持管理費	・水源かん養便益 ・木材生産便益 など	・自然と共生 ・多様な森林づくりの取組 ・間伐材等の積極的利用 など
水産基盤整備事業 (その他の手法(注)、 (一部CVM、トラベルコ スト))	・事業費 ・維持管理費	・生産性向上効果 ・就業環境の向上効果 など	・環境との調和への配慮 ・資源管理型漁業への支援効果 ・流通の効率化と品質管理 など
漁港海岸事業 (代替法、CVM・TCM (環境保全・利用便益))	・事業費 ・維持管理費	・浸水防護便益 ・浸食防止便益 ・飛砂・飛沫防護便益 ・海岸環境保全便益 ・海岸利用便益	・災害発生時の影響 ・過去の災害実績 ・災害発生の危険度

注：「その他の手法」は、便益を直接的に貨幣で測定するもの。

# 新規箇所数の推移（実施計画ベース）

（単位：箇所）

事業名	8年度	16年度	17年度	18年度
治水	1,259	148	131	140
治山	223	102	69	72
海岸	114	56	22	23
道路	294	227	194	146
港湾	23	6	19	19
空港	1	1	1	0
都市・幹線鉄道等	2	37	26	38
新幹線	0	0	3	0
航路標識	68	0	0	1
住宅	244	141	738	360
市街地	—	456	469	471
下水道	163	46	44	13
水道	504	474	338	338
廃棄物処理	—	139	148	88
工業用水	15	2	1	3
都市公園	315	22	21	20
自然公園	146	73	53	19
情報通信格差是正	0	90	83	72
農業農村	2,752	814	780	783
森林整備	1,469	119	108	69
水産基盤整備	722	84	55	34
合計	8,314	3,037	3,303	2,709

## B/Cの平均値・中央値・最頻値

事業分野	14年度評価					17年度評価				
	事業実施 箇所数	総事業費 (億円)	平均値	中央値	最頻値	事業実施 箇所数	総事業費 (億円)	平均値	中央値	最頻値
河川事業	37	1,567	9.4	3.3	2.1	25	868	8.6	2.8	2.1、2.8
ダム事業	12	4,317	3.5	2.5	—	2	1,320	1.6	1.6	—
砂防事業等	186	486	6.3	4.3	2.1	73	395	5.4	3.4	1.7
海岸事業	32	497	15.1	7.0	2.1	10	326	14.4	8.7	—
道路・街路事業	124	10,282	2.8	2.2	1.6	64	22,642	3.1	2.7	2.7
土地区画整理事業	29	3,088	3.5	2.5	1.8	22	1,647	3.0	2.9	1.6、3.1
市街地再開発事業	27	4,232	2.5	1.7	1.5	18	2,250	2.0	1.5	—
都市再生推進事業	26	1,938	2.9	1.5	1.1	30	1,751	4.1	1.6	1.1
港湾整備事業	24	846	4.0	4.4	2.6、4.4、4.5	19	1,875	3.6	3.3	—
住宅市街地基盤整備事業	8	89	5.7	2.6	—	12	195	3.3	1.6	—
住宅市街地総合整備事業	12	15,018	1.6	1.5	—	12	2,957	1.5	1.3	—
下水道事業	43	3,863	1.5	1.3	1.3	6	714	1.3	1.3	—
都市公園事業	97	3,455	5.9	4.4	1.1、1.3	68	2,007	6.4	4.9	1.1、1.3、4.5
農業農村整備事業等	1,047	12,162	2.2	1.4	1.1	720	8,856	2.1	1.3	1.1
治山事業	2,299	1,424	7.0	4.8	1.1	1,997	1,415	6.4	4.6	2.0
森林整備事業	2,475	14,938	6.6	4.9	4.0	301	3,241	4.8	4.5	4.3
水産基盤整備事業	177	641	2.1	1.5	1.3	95	563	1.7	1.4	1.1
漁港海岸事業	33	306	16.2	5.3	—	10	66	18.6	10.3	—
合計	6,688	79,149	—	—	—	3,484	53,088	—	—	—

(出所)国土交通省及び農林水産省の個別公共事業の評価書(14年度評価及び17年度評価)等

※新規採択箇所のうち、B/C分析を行っている事業のみを対象。ただし、14年度も17年度も箇所数が9箇所以下のもの及び17年度に平均がないものは省略。

※事業箇所数20以下の事業分野については、B/Cの最頻値の算出を省略。

## 予算と成果を評価できるような予算書・決算書の作成に向けた検討について

### 1. 予算書・決算書の問題点についての指摘等と検討の方向性

- 現行の予算書・決算書については、「その表示科目が事業の内容とは必ずしも結びついておらず分かりにくい上、政策目的毎に区分されておらず、事後の評価になじみにくい」との指摘（次頁参照）。

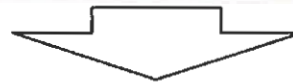
【「公会計に関する基本的考え方」(15.6.30 財政制度等審議会)】

- 「政策毎に予算と決算を結びつけ、予算と成果を評価できるような予算書、決算書の作成に向けて、平成18年度までに整備を進める」との方針

【「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」(16.6.4 閣議決定)】



- 上記の指摘等を踏まえ、予算書と決算書の表示科目を施策単位とする方向で検討中(検討状況については、後述)。



- 予算書・決算書の表示科目と政策評価の単位が「施策」の括りで一致することにより、予算・決算と政策評価との連携を強化。

# 現行の予算書・決算書の問題点（イメージ）

## 予算書

### 施策

地域において適切かつ効率的に医療を提供できる体制を整備すること

必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること

利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること

〔甲号 歳入歳出予算 歳出〕

所管	組織	項	金額
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省	×××
		厚生労働本省施設費	×××
		・・・	×××
		保健衛生諸費	×××
		保健衛生施設整備費	×××
		・・・	×××

【参考のための添附書類】

〔予定経費要求書〕

＜組織別事項別内訳＞

組織	項	事項	要求額
厚生労働本省	厚生労働本省	厚生労働本省一般行政に必要な経費	×××
		審議会等に必要な経費	×××
		厚生労働行政情報化推進に必要な経費	×××
		・・・	×××

## 決算書

〔歳出決算〕

所管・組織・項	支出済歳出額
厚生労働省所管	
厚生労働本省	×××
厚生労働本省	×××
厚生労働本省施設費	×××
・・・	×××
保健衛生諸費	×××
保健衛生施設整備費	×××
・・・	×××

○ 決算書においては「事項」別の内訳は、示すことにはなっていない。

○ 「項」……【**財政法第23条**】

歳入歳出予算は、その収入又は支出に関係のある部局等の組織の別に区分し、その部局等内においては、・・・歳出にあつては、その目的に従つてこれを項に区分しなければならない。

【**予算決算及び会計令第14条第1項**】

歳入歳出予算、・・・の部局等の区分、・・・歳出予算・・・の項の区分は、財務大臣がこれを定める。

○ 「事項」…【**予算決算及び会計令第11条第1項**】

財政法第20条第2項の規定による予定経費要求書は、部局等ごとに歳出の金額を分ち、部局等のうちにおいては、これを事項別に区分し、経費要求の説明、当該事項に対する項の金額等を示さなければならない。

## 2. 予算書・決算書の見直しに向けた検討状況

- (1) 一部省庁の協力を得つつ、施策を単位として現行予算の組替えを試みながら、予算書の表示科目（「項」「事項」）の見直しの可能性について検討・検証中。

〔検討・検証内容〕

- ① 「施策」を基本単位とする予算書の作成が可能か
- ② 特定の「施策」に張り付かない間接経費（旅費、庁費等）をいかに取扱うか
- ③ 国会による予算統制の観点から過度に大きな括りとならないか
- ④ 他方、弾力的・効率的な予算執行管理に支障をきたすような、過度に小さな括りとならないか 等

- (2) また、決算書の表示科目を施策単位とすることによる予算の執行管理及び「事項」別の決算額の把握における実務上の問題が生じないかについて検討・検証中。

〔検討・検証内容〕

適切・適正に予算の執行管理及び決算書の作成をすることが可能か 等

## 諸外国における予算と政策評価について(未定稿)

	アメリカ	イギリス	フランス	オーストラリア	ニュージーランド
歳出予算 (構造、議会における議決対象、議決対象の最小単位)	<p>義務的経費は恒久法によるため、毎年の審議は不要。 裁量的経費(4割程度)につき省庁別に歳出予算法(13本、議員提案)により議決。</p> <p>歳出予算法の予算は、省庁ごとに予算項目(Budget Account)別に区分。 議決単位となる予算項目の数は、1,200程度。</p> <p>現金主義を中心とした支出負担確定主義</p>	<p>既定費と議定費に区分。 既定費(王室費等)は法律に基づき恒久的に付与。 議定費は、毎年度議定費歳出法により議決。</p> <p>議定費歳出法の予算は、組織別・目的別に RfR(資源要求事項)に区分。議決単位の RfR の数は 80 程度。</p> <p>組織別に、現金主義に基づく歳出予算と発生主義を活用した資源予算の両者を議決。RfR 別には、資源予算のみ議決。</p>	<p>毎年度の予算法により議決。</p> <p>予算は、政策目的別の区分であるミッション別・プログラム別に区分。 議決対象は、ミッションまで(34)であるが、歳出権はプログラム(132)単位に付与(議会での議決に従って政令で規定)。</p> <p>予算は現金主義。</p>	<p>毎年度、第 1 歳出法(経常的支出)、第 2 歳出法(新規政策に係る省庁管理項目、州への補助金等)を議決。 社会保障給付等については特別歳出法により歳出権を付与(全体の 75%程度)。</p> <p>予算は、省庁別のアウトカム単位で議決(第 1 及び第 2 歳出法の議決項目数は 200 程度)。</p> <p>予算は更に「省庁裁量項目」(各省がアウトカム達成のために設定するアウトプットに係る予算、全体の約 2 割)と「省庁管理項目」(連邦政府のコントロール下にある予算、補助金、社会保障給付等)に区分。 省庁裁量項目については、発生主義ベースで計上され、省庁ごとに一括して議決が行われる。</p>	<p>毎年度、歳出法により議決。</p> <p>予算は、約 70 程度の所管(Vote)ごとに、アウトプット費用、移転支出、借入費用、その他経費、資本支出等に分類。歳出法の議決項目は 700 超。</p> <p>アウトプットについては、類似のものを束ねたアウトプット費用ごとに発生主義で計上。</p>
政策評価・業績測定 (構造、政策評価の単位、予算単位との関係)	<p>政府業績評価法(GPRA)に基づき、各省ごとに、中期的な任務、目標を定める「戦略計画」、毎年度の業績目標を定める「年次業績計画」を策定。</p> <p>さらに、OMB は、PART(プログラム評価採点ツール)に基づき、プログラム毎の目的、管理、成果をチェック。 PART の単位は、1,000 程度のプログラム(特定のアウトカムを達成することを意図した1又は複数の事業)で、必ずしも予算の単位とは一致しない。</p>	<p>歳出見直し(SR)で 3 年間の各省の歳出上限額(DEL)を決定する際に、合わせて各省と財務省が公的サービス合意(PSA)を締結し、政策目標(objective)、業績目標(target)等を策定。 業績目標は、原則アウトカム目標を単位として 110 設定されているが、予算の単位である RfR とは一致しない。</p>	<p>予算のプログラム毎に、戦略、目標(630 程度)、業績指標(1,300 程度)等を設定し、予算法案の付属資料に添付。</p>	<p>予算の付属文書の各省庁単位で作成されるポートフォリオ予算書において、アウトカムごとに、業績指標、アウトプットとその業績指標を設定。</p>	<p>各省ごとに、政策意図説明書(Statement of Intent)において、中期的なアウトカム目標、業績指標を設定。 さらに、毎年度、アウトプット費用ごとの質、量、コスト等に関する業績指標を設定。</p>



## 地方公共団体における財務情報を 活用した財政活動の効率化に向けた取組みの例

### 1. 北上市（岩手県）

- 各行政活動の目的を再確認のうえ政策目的別に整理するために、業務棚卸（行政目的に対し、どのような手段・事業があるかを列挙）を実施。
- 行政サービスとコストのバランスの検討や、他団体における類似サービスの提供状況との比較などのため、サービスの内容が市の政策目的によるものか、市固有の不可欠な業務であるのかという基本的な区分を明確にした上で、フルコストでの適切なコスト把握を行う（「業務棚卸表」と「事業・業務別フルコスト計算書」の活用）。
- 行政評価では、コストは重要な一次指標となるが、判断基準としてコストオンリーとはせず、公共性による意義付け等も考慮した評価基準の構築に向けて今後十分に検討。
- 平成 16 年度より本格的に行政評価を開始する予定。まず、合理的に政策を選択するための政策評価と、効率性を点検する執行評価を当初から融合的に行い、より実効的なものとするために、行政評価を、予算査定や実施計画の策定と連動させ、具体的な改善に結びつけることとしている。

### 2. 臼杵市（大分県）

- 財政再建を行いながら市民サービスを改善していくためには、現在の財政状態を明確に把握することが必要と考え、「バランスシート」を作成。また、サービスの正確なコストを把握するための「サービス形成勘定計算書」も作成。
- 「バランスシート」の作成により、現行の会計制度では把握できなかった退職給与引当金などの把握が可能となり、退職給与引当金については、実際の予算上も「退職手当基金」を創設。
- 財政的な裏付けを「バランスシート」、「サービス形成勘定計算書」により行った上で、市民のサービス改善の目標を示した「総合計画」により、事業担当者が事業評価を実施。評価事項を市民に発信し、市民の評価を次のサービス改善に活かしていく「市民参加型評価システム」を完成させることを指向。

（出典：「ベンチマーキング手法の地方自治体への導入」平成 15 年 7 月 総合研究開発機構）

## 東京都の新たな公会計制度の考え方について

## 1 都の新たな公会計制度とは

- 単式簿記・現金主義会計である現行の官庁会計に、複式簿記・発生主義会計の考え方を加えた会計制度。予算編成は従来どおり官庁会計に基づく。
- 新財務会計システムにより、日々の会計処理の段階から複式簿記の処理を行い、ほぼ自動的に財務諸表を作成するもの

## 2 東京都会計基準を策定するに当たっての留意点

以下の点に留意して、東京都会計基準を策定した。なおこの留意点は、平成17年8月に公表した「東京都の新たな公会計制度」という報告書で挙げた特色を補足するものである。

- わかりやすく活用しやすい財務諸表の作成
  - ・説明責任の遂行や効率的・効果的な行政運営の展開の観点から、わかりやすく活用しやすい財務諸表を作成
  - ・行政コスト計算書にフルコストの情報を計上
  - ・民間企業の財務諸表とも比較容易な構成
- 勘定科目に東京都一般会計性質別を採用
  - ・経営分析に活用することを可能とするため、経費をその経済的機能に着目した性質別分類（給与関係費・物件費・投資的経費等）で勘定科目を設定。目的別分類とした場合、活用に難あり。
- 取得原価主義の採用
  - ・主たる財源である税金が資産形成やコストにどのように反映されたかを住民に明らかにするためには、取得原価主義が望ましい。自治体が形成する資産のうち実質的に売却可能なものは民間企業と異なり資産全体のごく一部であるので、すべての資産を時価評価してもかえって住民に誤った情報を提供しかねない。しかも、行政の資産を時価評価するといった場合、何が適正な時価なのかを算定するのが難しく、事務も莫大・繁雑で、費用対効果から意義が乏しい。

## 3 システム化の意義

- 財務諸表作成期間の短縮
  - ・官庁会計の決算数値を組み替えて財務諸表を作成する方式に比べ、作成期間を短縮→財務諸表の分析結果の翌年度予算編成への反映可能
- 多様な財務諸表の作成が可能に
  - ・財務諸表の最小単位を歳出目とし、項別、局別への展開
  - ・施設や個別事業に着目した事業別財務諸表の作成

#### 4 システム化に当たっての留意点

##### ○ 職員の事務負担の軽減

- ・官庁会計と複式簿記・発生主義会計との二重処理の回避
- ・現金収支の処理は従来の官庁会計処理と同じに。それに複式仕訳処理の項目を一部追加
- ・官庁会計の予算情報から複式情報を絞り込み  
→可能な限り、複式仕訳作業を自動処理へ

##### ○ 資産及び負債系のシステムとの連携

- ・固定資産関連システム及び公債管理システムから複式情報を受け取り、財務会計システムで自動仕訳

#### 5 都の新たな公会計制度の普及について

都の新たな公会計制度の柱は、東京都会計基準と新財務会計システムである。

東京都会計基準は、行政の特質を考慮した複式簿記・発生主義会計の処理基準で、外部専門家の意見も入れて検討し、行政として日本で初めて策定した。新財務会計システムは、職員の事務負担をできるだけ軽減しながら、多様な財務諸表を迅速かつ正確に作成するものを開発した。

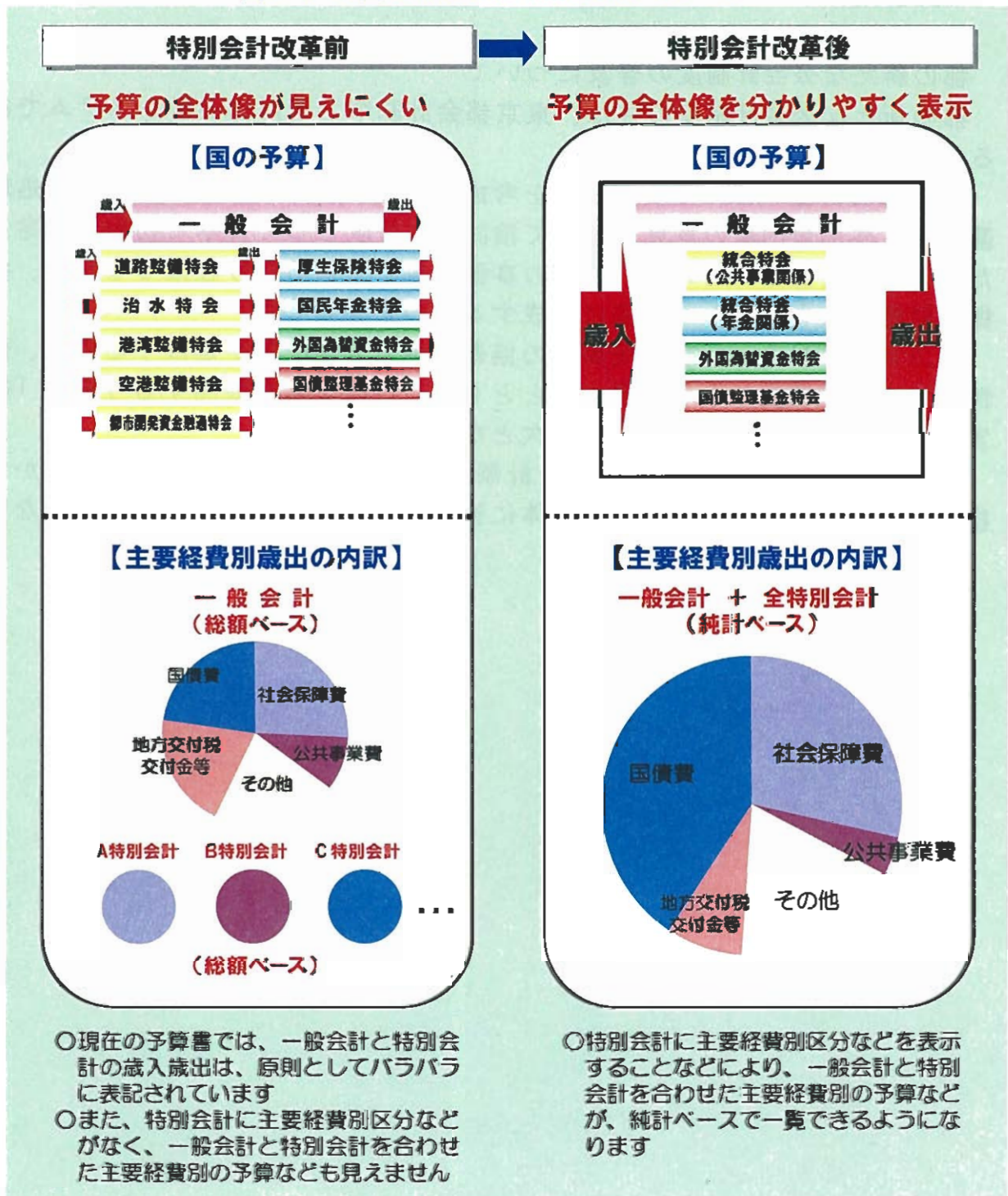
地方自治体は今、行政と民間との協働や地方分権改革が進展する中で、住民に対する説明責任を一層果たすとともに、行政運営を展開するうえで「経営」の視点を確立することが不可欠となっている。

この度都が導入した新たな公会計制度はこのようなさまざまな観点から検討したものであり、全国の自治体に普及していくことを期待してやまない。

③ 国の財政状況の透明化

一覧性・総覧性をもった形で国の財政状況を説明し十分な説明責任を果たすため、特別会計の歳入・歳出につき、各省庁別に経費を示す所管別区分と社会保障費や公共事業費などの施策ごとの経費を示す主要経費別区分を行うとともに、予算の一览性を確保するため、純計ベースで表示した所管別や主要経費別の予算参考資料を法定資料としての予算参考書類に含めるなど、抜本的に見直し、国の財政状況の透明化を図ることとしています。

図1-3-6 国の財政状況の透明化のイメージ



## 地方における公会計整備の取組み

### 1. 統一モデルによる財務諸表の作成

各自治体間の比較・評価を可能とするため、総務省（旧自治省）において「地方公共団体における総合的な財政分析に関する調査研究報告書」（平成12年3月、平成13年3月）が取りまとめられ、これに基づき、バランスシートや行政コスト計算書が作成されている。

また、「基本方針2005」を受け平成17年9月には、第3セクター、地方公社等の関係団体を含む連結バランスシートのモデルが提示され、これに基づき、全都道府県、政令市において平成17年度末までに連結バランスシートの試案を公表している。

### 2. 独自方式による財務諸表の作成

一部の地方公共団体においては、独自方式によるバランスシート等を作成しているほか、独自方式と総務省方式によるものとの併せて作成している自治体もある。

（注1）独自方式により作成していたものの、その後、他の地方公共団体との比較の観点から、総務省方式のみになった団体もある。（熊本県、三重県など）

（注2）東京都においては、平成18年度から日々の会計処理の段階から複式簿記及び発生主義会計を導入した新財務会計システムにより財務諸表を作成することとなった。

### 3. 財務諸表の作成状況

地方公共団体におけるバランスシート等の作成状況は、次の通りである。（総務省方式によるものと独自方式によるものの双方を含む。）

#### ○ 平成15年度版の作成状況

	都道府県	政令市	市区	町村
普通会計バランスシート	100.0%	100.0%	85.2%	44.6%
各地方公共団体全体のバランスシート	66.0	100.0	21.3	6.3
公社等を含めたバランスシート	17.0	15.4	6.6	0.4
行政コスト計算書	95.7	100.0	62.0	20.1

出典：総務省「地方公共団体のバランスシート等の作成状況」（作成中及び作成予定を含む。）

(注 1) 「普通会計バランスシート」は、一般会計と公営事業会計以外の特別会計を対象としたもの。

(注 2) 「各地方公共団体全体のバランスシート」は、普通会計と公営事業会計を対象としたもの。

(注 3) 「公社等を含めたバランスシート」は、全体のバランスシートの対象会計の他に、地方公社、第三セクター、地方独立行政法人等を対象としたもの。

(注 4) 「行政コスト計算書」は、普通会計のみにおいて作成。

#### 4. 新地方公会計制度研究会の発足

総務省においては、「簡素で効率的な政府」を実現し、債務の増大を圧縮する観点から、地方公共団体の資産・債務の管理等に必要な公会計の整備について、有識者により幅広く検討するため、平成 18 年 4 月、「新地方公会計制度研究会」が発足した。

## 新地方公会計制度研究会報告書のポイント

### 1 制度整備の目的

- ① 資産・債務管理    ② 費用管理    ③ 財務情報のわかりやすい開示
- ④ 政策評価 予算編成 決算分析との関係付け    ⑤ 地方議会における予算 決算審議での利用

### 2 基本的考え方

#### ◆ 国の財務書類に準拠した公会計モデルを提案

- ◇ 発生主義の活用、複式簿記の考え方の導入
- ◇ 貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表を作成
- ◇ このための基準モデルを提案。なお、現行総務省方式の改訂モデルも提案

#### ◆ 4表の整備ないしは4表作成に必要な情報の開示を要請

- ◇ 先進団体、都道府県、人口3万人以上の都市 → 3年を目途に
- ◇ 未作成団体、人口3万人未満の都市、町村 → 3年程を準備期間として

### 3 実施に当たって

- ◆ 実務レベルの検討の場を早急に設置 → 導入円滑化策や問題点を把握

### 4 今後の課題

- ◆ 監査のあり方
- ◆ 基準モデルの改定

## 国と地方公共団体の財務書類の比較

	国の財務書類及び省庁別財務書類 (省庁別財務書類作成基準)	地方公共団体の財務書類 (総務省方式)
作成対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般会計、特別会計</li> <li>・連結対象：独立行政法人、特殊法人等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通会計、地方公共団体全体</li> <li>・連結対象：地方独立行政法人、一部事務組合・広域連合、地方公社、第三セクター</li> </ul>
作成する計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借対照表</li> <li>・業務費用計算書</li> <li>・資産・負債差額増減計算書</li> <li>・区分別収支計算書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バランスシート (普通会計、全体、連結)</li> <li>・行政コスト計算書(普通会計)</li> <li>—</li> <li>—</li> </ul>
作成方法	・歳入歳出決算、国有財産台帳、物品管理台帳等の計数を使用	決算統計(投下された税等の額)を使用
貸借対照表		
資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産は、5年ごとに時価を基準に改定される国有財産台帳価格で計上(償却資産は減価償却控除後)</li> <li>・公共用財産は投資累計額で計上(償却資産は減価償却控除後)</li> <li>・市場価格のある有価証券・出資金は時価評価。市場価格のないものは原則として取得原価。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決算統計の額を累計して算定した額(取得原価主義)</li> <li>・償却資産については減価償却を実施</li> <li>・投資及び出資金は額面額で計上</li> <li>・有価証券は取得原価を計上</li> </ul>
負債	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公債、借入金、退職給付引当金等を計上</li> <li>・公的年金預り金は、所要積立額を計上</li> </ul>	地方債、退職給与引当金等を計上
資産と負債の差額	・資産・負債差額として1行で表示	正味資産の部として、国庫支出金・都道府県支出金と一般財源等に分類して内訳表示
コスト計算書		
費用項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費</li> <li>・退職給付引当金繰入額</li> <li>・補助金等</li> <li>・減価償却費</li> <li>・利払費</li> <li>・出資金評価損等</li> </ul>	〈性質別経費〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・人にかかるコスト</li> <li>・物にかかるコスト</li> <li>・移転支出的なコスト</li> <li>・その他のコスト</li> </ul> 〈目的物経費〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務費、民生費、土木費等のマトリックス表示</li> </ul>
収入項目	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料、手数料等</li> <li>・国庫(都道府県)支出金</li> <li>・一般財源</li> <li>・正味資産国庫支出金償却額</li> </ul>



## 国際的な公会計に関する基準の比較

	国民経済計算 (SNA)	政府財政統計 (GFS)	国際公会計基準 (IPSAS)	【参考】 省庁別財務書類の作成基準
作成目的	一国の経済の状況について、全ての経済主体を対象として、国際的な統一基準に基づいて記録し、国際比較を可能とする。	公的部門を対象として、国際的な統一基準に基づいてその財政状況を記録し、国際比較を可能とする。	公的主体の財政状況について企業会計に準じた基準に基づき開示することにより、他の主体との比較を可能とする。	企業会計の考え方を活用して、各省庁の財政状況を開示するとともに、財政活動の効率化・適正化に資する財務情報を提供する。
基準作成主体	国際連合	国際通貨基金(IMF)	国際会計士連盟の下に設けられた国際公会計基準審議会(IPSASB)	財政制度等審議会
対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非金融法人企業(公的含む)</li> <li>・金融機関(公的含む)</li> <li>・一般政府(中央政府+地方政府+社会保障基金)</li> <li>・家計</li> <li>・対家計民間非営利団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般政府(中央政府+地方政府+社会保障基金)</li> <li>・公的部門(一般政府+公的企業)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての公的主体(商業的活動を行う公的企業を除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各省庁所管の一般会計</li> <li>・特別会計</li> <li>・一般会計+特別会計</li> <li>・一般会計+特別会計+独立行政法人等</li> </ul>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マクロ経済の分析や国際比較のための統計。</li> <li>・一般政府は、経済主体の1つに過ぎない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的部門のマクロ的な財政分析に特化した国際比較のための統計。</li> <li>・一般政府の範囲や会計ルールはSNAとほぼ共通。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別の公的主体の財務状況を開示するための会計基準。</li> <li>・企業会計の基準(国際会計基準)を応用。</li> <li>・IPSASの準拠に強制力なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別の省庁及びその所管する会計の財務状況を開示するための会計基準。</li> <li>・企業会計の基準を応用。</li> <li>・我が国の財政制度を前提。</li> </ul>

	国民経済計算 (SNA)	政府財政統計 (GFS)	国際公会計基準 (IPSAS)	【参考】 省庁別財務書類の作成基準
勘定体系 ・ 財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経常勘定(生産、所得の分配、使用を記録)</li> <li>・ 蓄積勘定(資産・負債の変動、正味資産の変動を記録)</li> <li>・ 貸借対照表(資産・負債及び正味資産の残高を記録)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府業務報告書</li> <li>・ 政府の現金取引報告書</li> <li>・ その他の経済的フロー報告書</li> <li>・ 貸借対照表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政状態報告書(貸借対照表)</li> <li>・ 財務業績報告書</li> <li>・ 純資産・持分変動計算書</li> <li>・ キャッシュフロー計算書</li> <li>・ 会計方針及び注記</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸借対照表</li> <li>・ 業務費用計算書</li> <li>・ 資産・負債差額増減計算書</li> <li>・ 区分別収支計算書</li> <li>・ 注記</li> <li>・ 附属明細書</li> </ul>

## 「国民経済計算」と「国の財務書類」について

### 国民経済計算の一般政府の期末貸借対照表勘定

(単位：10億円)

項 目	平成15曆年末 2003
1. 非金融資産	459,076.9
(1) 生産資産	330,834.0
a. 在庫	4,351.2
b. 固定資産	326,482.8
(2) 土地	128,242.9
2. 金融資産	441,279.7
(1) 現金・預金	158,971.2
(2) 貸出	33,434.4
(3) 株式以外の証券	67,884.8
(4) 株式・出資金	81,115.0
うち株式	17,725.4
(5) 金融派生商品	0.0
(6) その他の金融資産	99,874.3
期末資産	900,356.6
3. 負債	819,804.5
(1) 借入	189,637.1
(2) 株式以外の証券	593,390.4
(3) 出資金	15,780.8
(4) 金融派生商品	0.0
(5) その他の負債	20,996.2
4. 正味資産	80,552.1
期末負債・正味資産	900,356.6
(参考) 歴史的記念物	374.4
無形非生産資産	6.9

(出典) 内閣府経済社会総合研究所

○ 「国民経済計算」の貸借対照表における正味資産（平成15年末：プラス80兆円）と「国の財務書類」の貸借対照表における資産・負債差額（平成15年度末：マイナス245兆円）に乖離がある主な理由

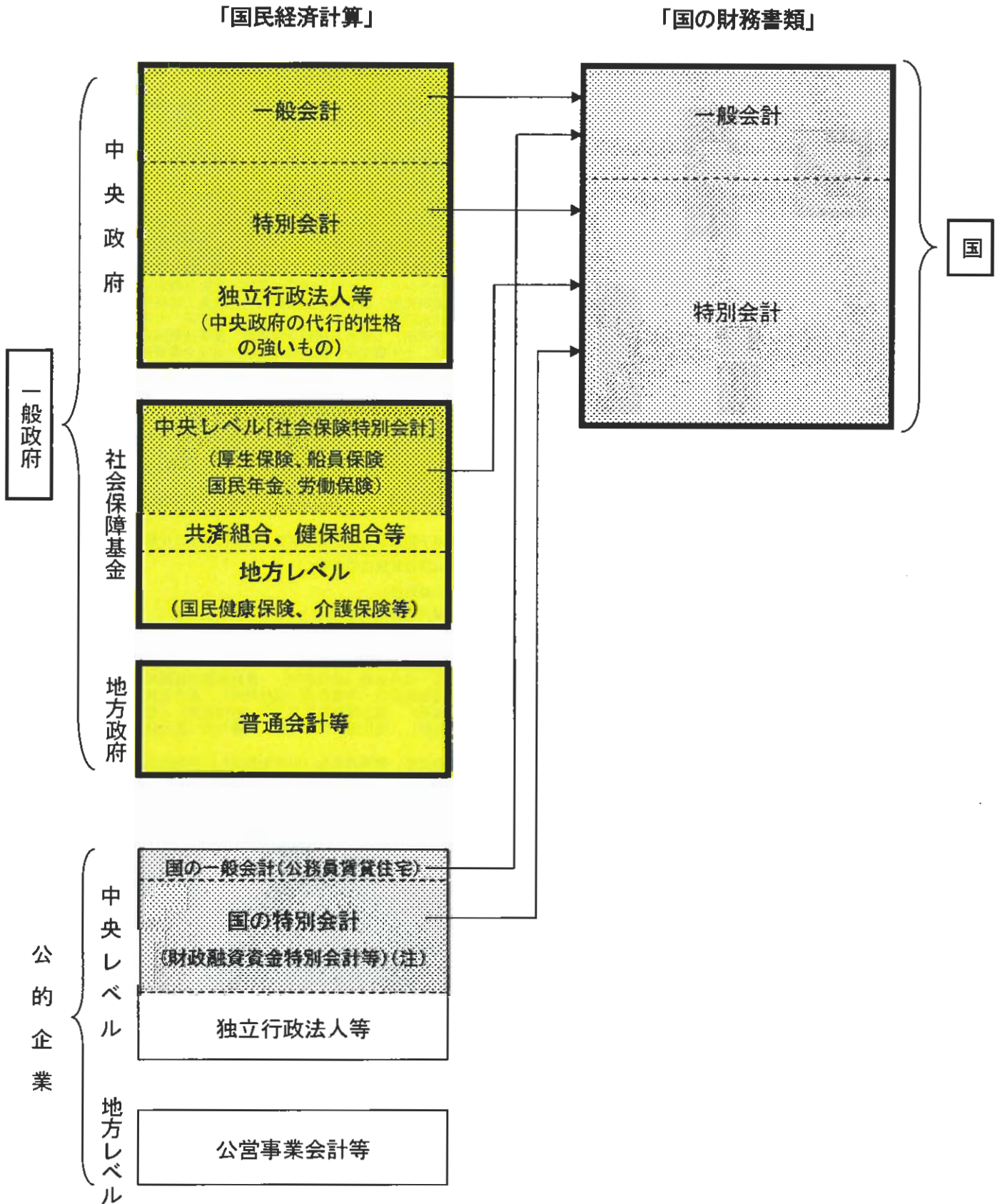
① 「国民経済計算」における「一般政府」のデータには、全体として資産超過となっていると考えられる地方政府が含まれている。

- ・ 地方公共団体には、国からの補助金等により形成された資産があることなどから、地方公共団体は全体としてかなりの資産超過となっていると考えられる。（都道府県及び政令指定都市における正味資産を合計すると、130兆円を超える資産超過となっている。）

② 「国民経済計算」では、公的年金について、積立金は資産に計上している一方、年金債務は負債に計上していない。

- ・ 我が国の公的年金制度は、一定の積立金を持ちつつも賦課方式の財政運営を基本としており、支払った保険料がすべて積み立てられ将来の年金給付として支払われるという仕組みにはなっていない。このため、年金を受け取る「家計」の側に年金積立金見合いの資産があるとは考えられないことから、年金を給付する「一般政府」の側においても、これに対応する債務を認識しない。
- ・ 一方、「国の財務書類」では、我が国の公的年金制度が賦課方式の財政運営を基本としており、また、年金の支払い義務は受給者がその受給資格を満たすことによって発生するものであることから、公的年金債務は年金の給付時に認識されるべきものと考え、原則として、公的年金債務は認識しない。ただし、この場合でも、過去期間に対応する給付現価の財源のうち、一部は保険料として徴収された積立金であることから、所要の積立金相当額を「公的年金預り金」（平成15年度末：143兆円）として負債に計上する。

## 「国民経済計算」と「国の財務書類」の対象範囲の比較



(注) 国有林野事業、地震再保険、農業共済再保険、森林保険、漁船再保険及漁業共済保険、貿易再保険、国立高度医療センター、食糧管理、自動車損害賠償保障事業、産業投資、都市開発資金融通、財政融資資金

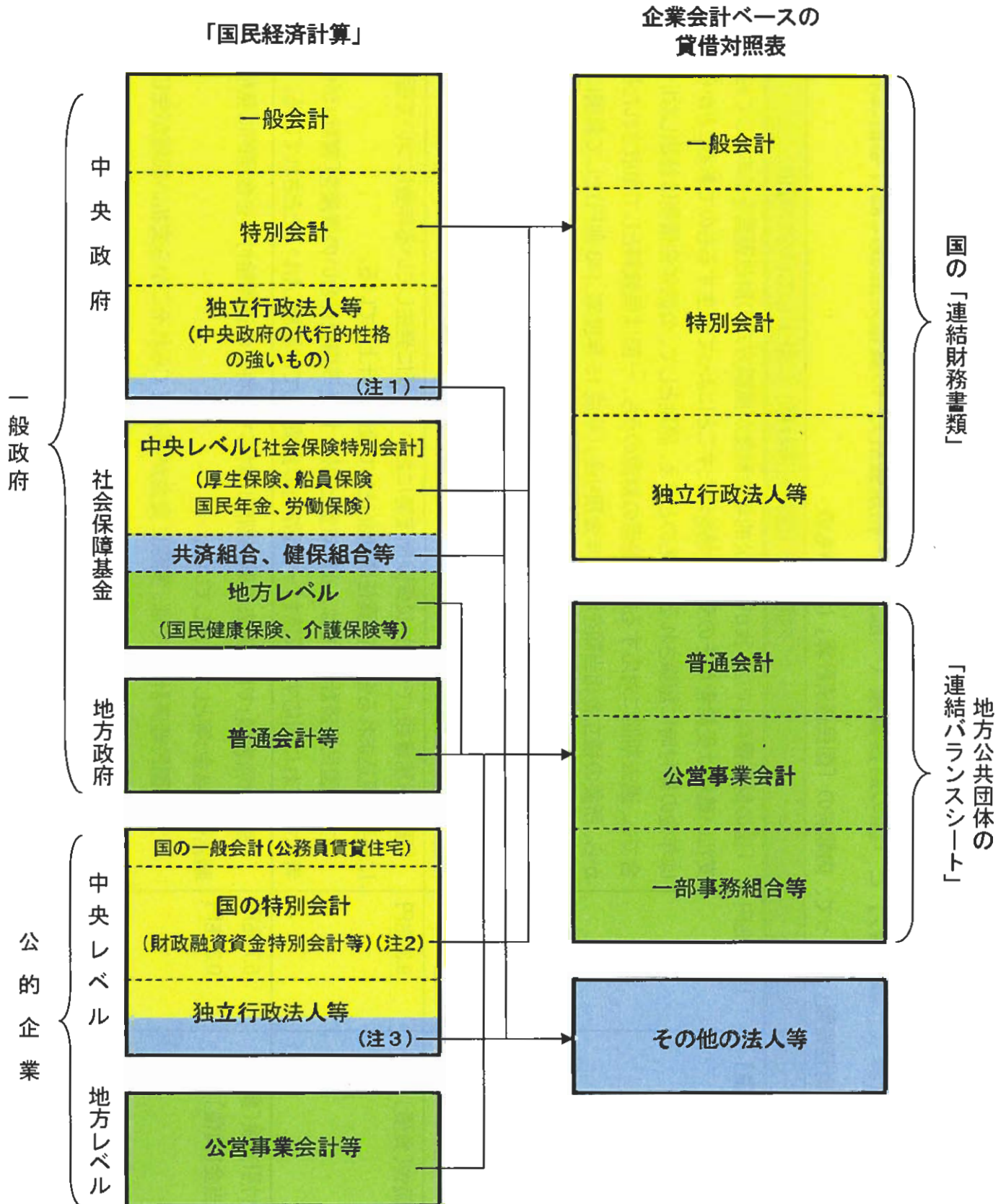
# 国民経済計算における政府部門の範囲



(注) 平成16年3月末時点の分類による。

(参考)

「国民経済計算」と企業会計ベースの貸借対照表の対象範囲の比較  
(大まかなイメージ)



(注1) 放送大学学園、日本下水道事業団

(注2) 国有林野事業、地震再保険、農業共済再保険、森林保険、漁船再保険及漁業共済保険、貿易再保険、国立高度医療センター、食糧管理、自動車損害賠償保障事業、産業投資、都市開発資金融通、財政融資資金

(注3) 日本銀行、帝都営団、日本中央競馬会

※ 平成16年3月末現在

「国民経済計算（一般政府）」と「国の財務書類（一般会計・特別会計）」の貸借対照表における計上科目の相違

○ 財務省「国の財務書類」にあって、内閣府の「国民経済計算」にないもの

科 目	金額	内閣府の「国民経済計算」に計上していない理由
公的年金預り金〔負債〕	143.1 兆円	<p>「国の財務書類」では、我が国の公的年金制度が賦課方式の財政運営を基本としており、また、年金の支払い義務は受給者がその受給資格を満たすことによって発生するものであることから、公的年金債務は年金の給付時に認識されるべきものと考え、原則として、公的年金債務は認識しない。ただし、この場合でも、過去期間に対応する給付現価の財源のうち、一部は保険料として徴収された積立金であることから、所要の積立金相当額を「公的年金預り金」（平成 15 年度末：143 兆円）として負債に計上する。</p> <p>一方、「国民経済計算」では、我が国の年金制度は賦課方式を基本としており、支払った保険料が全て積み立てられ将来の年金給付として支払われる仕組みとはなっていないことから、年金を受け取る側の「家計」に年金積立金見合いの資産があるとは考えず、これに対応する債務も「一般政府」の負債としては認識しないこととされている。</p>
責任準備金〔負債〕	9.3 兆円	<p>「国の財務書類」では、労災保険制度等において、既に発生している年金について翌年度以降の給付に必要と見込まれる金額を「責任準備金」として負債に計上している。</p> <p>一方、「国民経済計算」では、公的年金と同様、責任準備金見合いの資産を「家計」が保有しているとは考えず、これに対応する債務も「一般政府」の負債としては認識しないこととされている。</p>
退職給付引当金〔負債〕 賞与引当金〔負債〕	15.7 兆円 0.3 兆円	<p>「国の財務書類」では、過去の勤務期間に対応する将来の退職給付等を合理的に見積もった上で、「退職給付引当金」等として計上している。</p> <p>一方、「国民経済計算」では、実際に資金が積み立てられそこから支払い義務が生じる場合に負債計上することを原則としているが、退職給付等は実際に資金が積み立てられているわけではないことから、負債には計上していない。</p>



科目	金額	内閣府の「国民経済計算」に計上していない理由
貸倒引当金〔負の資産〕	△2.4兆円	「国の財務書類」では、過去の貸倒実績率を用いるなどして貸倒リスクを合理的に見積もることができる場合には、「貸倒引当金」として資産にマイナス表示で計上することとされている。 一方、「国民経済計算」では、貸倒引当金は個別貸倒引当金に限定し、「貸出」の金額から控除することとされているが、一般政府の貸出については個別貸倒引当金は算出していないことから、貸倒引当金は計上していない。
（郵政公社等からの財政融資資金への預託金）	（162.6兆円）	「国民経済計算」では、そもそも財政融資資金を「一般政府」に含めていないことから、財政融資資金については、資産・負債ともに計上していない。

○ 内閣府の「国民経済計算」にあって、財務省の「国の財務書類」にないもの

科目	金額	財務省の「国の財務書類」に計上していない理由
（一般政府が保有する国債等）	（43.4兆円）	「国民経済計算」では、一般政府が発行し、その内部で保有する国債・政府短期証券を、資産・負債に計上している（相殺消去せず）。
（一般政府が保有する政府短期証券）	（6.4兆円）	一方、「国の財務書類」では、国内部の債権・債務を相殺消去することとしているため、国内部で保有する国債等は、資産・負債に計上していない。

（注）（ ）内は、資産・負債の双方に見合いの金額が計上されるもの。

## 国の「連結財務書類」における政府関係法人の取扱い

### 1. 基本的考え方

財政状況について国と一体として説明責任を果たす必要があると考えられる主体として、各省庁の業務と関連する事務・事業を実施している法人を連結。

### 2. 連結判断基準

特殊法人、認可法人、独立行政法人及び国立大学法人のうち、以下の要件を満たすもの

- 国から監督を受け、かつ、
- 財政支出を受けていること

(注)監督権限が限定されている場合であっても、財政支出が相当程度ある場合には、業務関連性があるものとして連結対象とする。また、財政支出がある場合であっても、その額が極めて僅少な場合及び国の業務を実施させているとは認められない財政支出である場合には連結対象から除外できる。

### 3. 国の「連結財務書類」における取扱い

#### (1) 「国民経済計算(SNA)」では公的部門に整理されているが「連結財務書類」において連結対象外となっている法人

##### ● 日本銀行

省庁の監督権限が限定され、また、政府出資の額が僅少(純資産額の0.0009%)であるため。

(参考)アメリカやカナダでも、国のバランスシートに中央銀行を連結していない。

##### ● 日本中央競馬会

財政支出(政府出資)はあるが、純資産額に比べて僅少(0.45%)であり、また、国の業務を実施させているとは認められない経緯的な現物出資であるため。

##### ● 放送大学学園

放送大学学園は特殊法人改革により私立大学に近い形態の法人(「特別な学校法人」)になり、役員任免及び予算等に関する主務大臣の認可が廃止されたため。

(特殊法人時代は国の「連結貸借対照表」に連結。)

#### (2) 「国民経済計算(SNA)」では民間部門に整理されているが「連結財務書類」では連結対象となっている法人

##### ○ 預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、総合研究開発機構

役員任免、予算及び業務方法書等に関して国の監督を受け、かつ、政府出資を受けているため。

##### ○ 商工組合中央金庫、関西国際空港株式会社

国の監督権限は限定されているが、財政支出の金額及びその割合が高いため。

「国民経済計算（SNA）」、「省庁別財務書類の作成基準」、「総務省方式による財務書類の作成手法」、「企業会計」の比較

	国民経済計算(SNA)	省庁別財務書類の作成基準	総務省方式による財務書類の作成手法	企業会計
目的	一国の経済の状況について、全ての経済主体を対象として、国際的な統一基準に基づいて記録し、国際比較を可能とする。	企業会計の考え方を活用して、各省庁の財政状況を開示するとともに、財政活動の効率化・適正化に資する財務情報を提供する。	企業会計的手法を導入することにより、地方公共団体の財政状況を明らかにし、ストックやコストの面からの財務分析を可能とする。	企業の財政状態及び経営成績をその利害関係者に対して明らかにする。
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>マクロ経済の分析や国際比較のための統計</li> <li>一国における経済活動の結果として生産された財貨・サービスの付加価値額を計測</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業会計の基準を応用</li> <li>我が国の財政制度を前提</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体間での比較が可能</li> <li>全ての地方公共団体が作成できるよう配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>期間損益を計算</li> <li>純資産の部において、株主資本の額を表示</li> </ul>
対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>非金融法人企業</li> <li>金融機関</li> <li>一般政府</li> <li>家計</li> <li>対家計民間非営利団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各省庁所管の一般会計</li> <li>特別会計</li> <li>一般会計＋特別会計</li> <li>一般会計＋特別会計＋独立行政法人等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通会計</li> <li>地方公共団体全体</li> <li>地方公共団体全体＋地方独立行政法人、一部事務組合・広域連合、地方公社、第3セクター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての企業</li> <li>企業＋連結対象法人</li> </ul>
勘定体系 財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸借対照表</li> <li>経常勘定(生産・所得の分配・使用)→所得支出勘定</li> <li>蓄積勘定(資産・負債・正味資産の変動)→資本調達勘定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸借対照表</li> <li>業務費用計算書</li> <li>資産・負債差額増減計算書</li> <li>区分別収支計算書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>バランスシート</li> <li>行政コスト計算書(普通会計)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸借対照表</li> <li>損益計算書</li> <li>株主資本等変動計算書</li> <li>キャッシュ・フロー計算書</li> </ul>

	国民経済計算(SNA)	省庁別財務書類の作成基準	総務省方式による 財務書類の作成手法	企業会計
ストック情報の取扱い				
退職給付引当金	〔一般政府〕 引当金は負債計上していない。	退職一時金、恩給給付費、整理 資源及び国家公務員災害補償年 金に係る引当金を負債計上。	退職一時金に係る引当金を負債 計上。	退職給付のうち認識時点までに 発生していると認められるもの 割引現在価値を負債計上。
年金債務	〔一般政府〕 年金債務は負債計上していない。	公的年金の財政再計算における 所要の積立金相当額を「公的年 金預り金」として負債計上。	——	〔生命保険〕 保険契約に基づく将来の債務の 履行に備えるため保険数理に基 づき計算した金額等を「責任準備 金」として負債計上。
フロー情報の取扱い				
退職給付	〔一般政府〕 一般政府から家計への給付額を 所得支出勘定の「社会保障給付」 に記録。	当該年度に引当金として新たに 繰入れられた分に相当する額を 業務費用計算書に計上。	当該年度に引当金として新たに 繰入れられた分に相当する額を 行政コスト計算書に計上。	当該年度に引当金として新たに 繰入れられた分に相当する額を 損益計算書に計上。
年金給付	〔一般政府〕 一般政府から家計への現金ベー スの年金給付額を所得支出勘定 の「社会保障給付」に記録。	「公的年金預り金」の増減額及び 年金給付額を業務費用計算書に おいて計上。	——	〔生命保険〕 年金の支払額及び責任準備金の 増減額を損益計算書に計上。

## 省庁別財務書類作成基準の補論（抄）

### 4. 貸借対照表

#### （4）公的年金の負債計上

「公的年金は、社会保険制度であり、その財政方式は賦課方式を基本とした制度となっており、また、年金の支払義務は保険料の払込によって発生するものではなく、受給資格を満たすことによって発生するものであることから、これを負債としては認識しないこととした。

ただし、この場合でも、過去期間に対応する給付現価のうち、一部は保険料として徴収し、積み立てられることとなっているため、過去期間に対応する給付現価のうち、積立金で賄われるべき部分、すなわち財政再計算における各年度末の所要積立金に相当する額を「公的年金預り金」として計上することとした。

なお、公的年金に係るディスクロージャーの充実を図るため、公的年金の積立方法、将来給付現価額及びこれに対する財源の見込み額等について注記により説明を加えることとした。」

## 平成15年度国の財務書類（一般会計・特別会計）

## 貸借対照表

（単位：十億円）

	14年度末	15年度末	増減		14年度末	15年度末	増減
< 資産の部 >				< 負債の部 >			
現金・預金	24,938	42,489	17,550	未払金等	9,958	9,546	△412
有価証券	55,169	70,563	15,394	賞与引当金	233	332	98
未収金等	18,295	17,224	△1,071	政府短期証券	46,850	70,639	23,789
貸付金	307,939	289,912	△18,027	公債	450,281	508,218	57,936
運用寄託金	35,278	54,203	18,925	借入金	17,567	20,173	2,606
貸倒引当金	△2,359	△2,408	△48	預託金	185,352	162,620	△22,732
有形固定資産	178,016	182,164	4,148	責任準備金	9,086	9,277	190
国有財産（公共用財産除く）	41,263	41,901	638	公的年金預り金	161,649	143,131	△18,518
公共用財産	127,949	131,153	3,204	退職給付引当金	16,803	15,677	△1,125
物品	8,803	9,109	305	その他の負債	1,601	1,464	△137
無形固定資産	222	222	0	負債合計	899,385	941,081	41,696
出資金	35,169	36,051	881	< 資産・負債差額の部 >			
その他の資産	4,792	5,499	707	資産・負債差額	△241,922	△245,158	△3,236
資産合計	657,462	695,923	38,460	負債及び資産・負債差額合計	657,462	695,923	38,460

（出典）財務省主計局